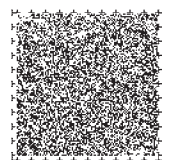




福岡市 男女共同参画基本計画 (第4次)



一人ひとりが **“いきいき”** と **輝く** ために



一人ひとりが “いきいき”と輝くために



わが国では、本格的に人口減少社会に突入し、人生100年時代が到来するとともに、デジタル化をはじめとする目覚ましい技術革新などにより、経済社会の構造だけでなく、人々の生活や生き方にまで大きな変化の波が押し寄せています。このような状況に適切に対応し、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を実現するため、国をあげて、男女共同参画推進に向けた取組みが進められてきました。

福岡市においても、平成16年に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行するとともに、これまで3次にわたって「福岡市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する様々な取組みを進めてきました。その成果は着実に現れてきていますが、依然として男女の固定的役割分担意識など、男女共同参画を推進する上での障壁が残っています。

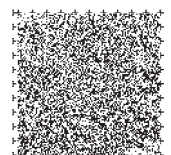
特に、新型コロナウイルス感染症がまん延したこの一年は、男女共同参画の推進にとっても大きな変革の一年でした。企業においては、柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの取組みが急速に進む契機となり、テレワーク、オンラインの活用などが一気に進んだことにより、男性が家事・育児や介護にしっかりと向き合う機会が増えた一方、男女の固定的役割分担意識などの課題も顕在化しました。

こうした状況を踏まえ、ポスト・コロナも見据えながら、今後5年間に取り組む施策の方向と内容を定めた「福岡市男女共同参画基本計画(第4次)」を策定しました。一人ひとりが性別にかかわらず、様々な場で、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民、地域、企業、関係団体などの皆様とともに、迅速かつ着実に取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画策定にあたり、ご審議をいただきました福岡市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見、ご提案をお寄せくださいました市民の皆様、関係団体の皆様に深く感謝申し上げます。

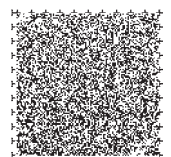
令和3年3月

福岡市長 高 島 宗一郎



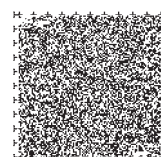
目次

第1部 計画総論	1
I 計画策定にあたって	
1 計画策定の経緯と目的	2
2 策定の背景	2
(1) 国際的な動き	
(2) 国内の社会情勢の変化	
(3) 国等の動き	
3 第3次基本計画の評価と今後の課題	5
(1) 主な取組みと成果	
(2) 数値目標の達成状況	
(3) 今後の課題	
II 第4次基本計画の基本的考え方	
1 福岡市が目指す姿	13
2 第4次基本計画の位置づけ	15
(1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連	
(2) 市条例の具体化	
(3) DV防止法との関連	
(4) 女性活躍推進法との関連	
(5) 市総合計画との関連	
3 計画期間	15
4 第4次基本計画の体系	16
5 重点的に取り組む施策	18
(1) ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発	
(2) 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止	
(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	
(4) 働く場での女性活躍の推進	
(5) 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進	
6 数値目標及び参考指標	20
7 計画の推進	22
(1) 推進体制と進行管理	
(2) 拠点施設、区役所の役割	
(3) 多様な主体との連携・共働	
第2部 計画各論	27
基本目標① あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会	28
基本目標② あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会	36
基本目標③ 仕事と生活の調和が実現した社会	50
基本目標④ 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会	58
基本目標⑤ あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会	64
第3部 資料	69



第1部

計画総論



I 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯と目的

福岡市では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指して、平成16(2004)年4月に「福岡市男女共同参画を推進する条例」(以下「条例」という。)を施行し、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、市の責務と市民・事業者・自治組織及び教育に携わる者の役割を定めました。

この条例に基づき、平成18(2006)年3月に「福岡市男女共同参画基本計画」を策定し、以降2度の改定を行いながら、男女共同参画社会の形成に向けた諸施策を推進してきました。

「福岡市男女共同参画基本計画(第3次)」(以下「第3次基本計画」という。)策定から5年が経過し、少子・高齢化のさらなる進展や労働力人口の減少など、社会経済情勢が大きく変化する中、改めて、今後5年間に福岡市が市民とともに取り組むべき施策の方向と内容を明らかにするため、「福岡市男女共同参画基本計画(第4次)」(以下「第4次基本計画」という。)を策定するものです。

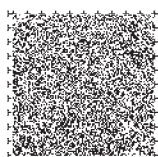
2 策定の背景

(1) 国際的な動き

平成7(1995)年に中国・北京で開催された第4回世界女性会議において、国際的な男女共同参画の規範となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されてから25年が経過し、国際社会においては、国際連合などによる男女共同参画推進に関する取組みが進むとともに、各国において、政治分野、経済分野などでの女性の進出が顕著になっています。

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」において「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられています。その17の目標の一つとして「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」が掲げられ、2030年までに「誰一人取り残さない」ことを目指して取り組むことが宣言されています。

また、諸外国においては、クォータ制の浸透や強制力を持った法制化の進展などにより、政治分野、経済分野での男女格差は縮小しているなかで、同分野での女性進出が遅れている日本は、令和元(2019)年に公表されたジェンダーギャップ指数において、主要7か国(G7)で最低の121位(153か国中)となっています。



(2) 国内の社会情勢の変化

我が国では、晩婚化・未婚化の進展などに伴い、令和元(2019)年の出生数が86万5千人で、過去最低を大きく更新するとともに、高齢化率が28.4%(令和元(2019)年10月1日現在)となるなど、社会・経済の担い手不足を懸念する声が高まっており、多様な人材の能力の活用などの観点から、重要な担い手としての女性の役割が期待されています。

しかし、女性が妊娠・出産などにより就業を中断する、いわゆるM字カーブは解消されつつありますが、非正規雇用が多く、特に、ひとり親世帯では、生活困窮に陥りやすい状況にあります。

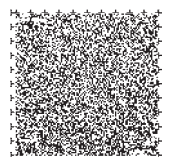
また、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識は着実に解消しつつあるものの、男性が家事・育児関連に費やす時間は諸外国と比較して未だに低水準で、男性の育児休業取得率も10%に満たないなど、男性の行動が変容するまでには、意識改革が進んでいない状況が見受けられます。

介護についても、平成24(2012)年10月から29(2017)年9月までの5年間に介護・看護のために仕事を辞めた人は約47万人、うち75%は女性であり、女性は事実上、子育て、家事、介護などの負担を一手に引き受けている状況となっています。

こうした状況の中、我が国の社会全体においても長時間労働の解消や正規・非正規にかかわらず公正な待遇の確保など、働き方改革に向けた動きがようやく緒に就いたところであり、ワーク・ライフ・バランスの実現と、多様で柔軟な働き方や生き方を可能にする社会、持続可能で多様性に富んだ社会の構築が求められています。

令和元(2019)年末に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が発生し、その後世界中に広がったパンデミックにより、企業活動、日常生活などすべての場において急激な変化が生じています。

特に、女性の就業者の多い非正規雇用、中でも宿泊、飲食サービス業等への影響が強く現れていることから、こうした方々の生活を支える「非常時」における支援が課題となっています。



一方で、令和2(2020)年6月21日に内閣府が発表した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」によると、就業者の約35%がテレワークを経験したとされるなど、テレワークの導入やICT化が急速に進みつつあり、多様で柔軟な働き方の定着が期待されます。また、同調査によると、家族の重要性がより意識され、子育て世帯の約7割で家族と過ごす時間が増加しており、男性の家事・育児等への参画を促す好機ととらえることができます。

(3) 国等の動き

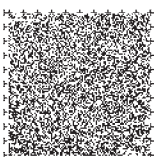
平成30(2018)年5月に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体においてもその推進が責務とされました。

また、平成30(2018)年7月に、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目指す「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、ワーク・ライフ・バランスの実現や、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方の選択が実現できる社会が求められています。

令和元(2019)年6月には、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を目指す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、パワーハラスメント等の防止対策の強化などが定められました。

ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)に関しては、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、令和元(2019)年6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、その中で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)も改正されました。児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、DV被害者の相談支援を行う機関と相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されるなど、DV被害者支援と児童虐待対応との連携の強化が求められています。

さらに、福岡県においても、平成31(2019)年3月に、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、令和2(2020)年5月に全面施行されました。



国においては、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」を目指すべき社会としています。

3 第3次基本計画の評価と今後の課題

第3次基本計画では、6つの基本目標と19の施策の方向を定め、特に重要と認められる「重点的に取り組む施策」として、「男女平等教育の推進」「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」「働く場での女性活躍の推進」「市の政策・方針決定過程への女性の参画促進」「地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進」の6項目を積極的に推進してきました。

また、毎年度、個別事業の実施状況を福岡市男女共同参画審議会に報告し、特に重要と認められる「重点評価項目」の実施状況について、審議会による評価を行い、その結果を公表しています。

これらにより、第3次基本計画の実効性を確保するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を、市民、企業、自治組織及び学校等と連携しながら、総合的かつ計画的に推進してきました。

第3次基本計画における主な取組みと成果、数値目標の達成状況、今後の課題は次のとおりです。

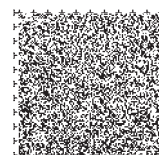
(1) 主な取組みと成果

① 男女平等教育の推進

子どもの頃からの性別にとらわれない自己形成ができるよう、小・中学校における男女平等教育や、教育関係者を対象とした研修を実施するとともに、中学生向け出前セミナーを全中学校で実施しました。

中学生向け副読本については、平成29(2017)年度に改訂し、令和元(2019)年度より中学生向け出前セミナーで活用するなど、活用率向上に向けた取組みを行い、令和元(2019)年度の活用率は73.9%で、前年度よりも20ポイント以上の伸びとなりました。

また、男女混合名簿の採用率については、小学校は平成29(2017)年度に100%を達成し、中学校においても、令和2(2020)年度に100%を達成しました。



② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者等からの暴力防止については、相談窓口を周知するカードの配布を、従来配布していた区役所や市民センターなどの公的機関に加え、商業施設などでも行うなど、広報・啓発を進めました。さらに、若年層に対する予防啓発として、デートDV防止啓発カードやポスターを中学・高校や大学・専門学校等にて、学生や教職員向けに配布・掲示するとともに、市立高校等でデートDV防止教育講演会を実施しました。

また、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して、相談対応から自立まで切れ目のない支援に取り組みました。

③ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

企業での出前型セミナーや講演会の実施、社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定など、企業のワーク・ライフ・バランスの普及・促進に取り組み、企業においてもその意識が着実に浸透してきています。

市役所においても、全ての職員が職業生活と家庭生活の両立を図れるよう、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進、両立支援制度の周知や柔軟な働き方に資する制度の整備など、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

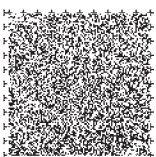
また、男性職員の家事育児参画を促進するため、子どもが生まれる男性職員が上司と面談し、計画的に休暇を取得できるよう育児計画書を作成するなどの取組みにより、令和元年度に育児休業等を取得した男性職員の割合は、21.4%となり、平成27年度の9.0%から大幅に増加しています。

④ 子育て・介護支援の充実

保育需要の増加に対応するため、多様な手法により保育所等の整備を進め、待機児童数を減少させるとともに、延長保育や休日保育の拡充など多様な保育サービスを実施しました。

児童虐待防止については、相談体制の充実、関係機関とのネットワークの強化などにより、虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止に取り組みました。

また、介護に直面した場合でも、離職せずに仕事と介護の両立ができるよう、情報提供やアドバイスを行う相談窓口として、平成28(2016)年7月に「働く人の介護サポートセンター」を開設しました。



⑤ 働く場での女性活躍の推進

平成28(2016)年8月に「ふくおか女性活躍NEXT 企業見える化サイト」を創設し、企業における女性活躍や働きやすい職場環境づくりへの取組みを公表・PRするとともに、女性リーダー育成のための研修を開催することで、女性の活躍促進を支援しています。

また、就業による自立を目指す女性を支援するため、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス(以下「アミカス」という。)では、ハローワーク等と連携した再就職を支援する講座や女性の起業を支援するセミナーを開催するとともに、資格取得や技能修得のための各種講座を実施しました。

ひとり親世帯の自立を支援するため、企業合同面談会を開催するとともに、ひとり親家庭支援センターにおいて就業情報の提供、就業支援講習会などを実施しました。

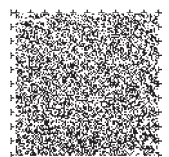
⑥ 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

法律や条例に基づき設置される市の審議会等委員への女性の参画を促進するため、委員を選任する段階で各担当課との事前協議を徹底するとともに、庁内の推進体制である福岡市男女共同参画推進協議会において、審議会等委員への女性の参画促進について強く働きかけを行い、女性委員のいない審議会等は、平成28(2016)年度に解消されました。

また、市役所内では、平成29(2017)年度に一部改訂された「福岡市職員の人材育成・活性化プラン(改訂版)」において、女性職員の活躍推進を重点取組みに位置づけるとともに、特定事業主行動計画に基づき、職員の意識改革やキャリア形成支援、男女が共に仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境づくりを進めています。本市職員における女性管理職の割合は、15.5%(令和2年5月1日現在)となり、第3次基本計画の目標値である15%程度を達成しています。

⑦ 地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

平成23(2011)年度に創設した福岡市独自の男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」(以下「みんなで参画ウィーク」という。)に合わせて、市が週間の周知やコーディネーターの派遣など、校区の活動を支援する一方、140を超えるほぼ全ての校区で研修や広報・啓発など、男女共同参画を推進する取組みが主体的に行われました。



また、地域における女性リーダーを育成するため、平成28(2016)年度～令和元(2019)年度に、地域活動を行ううえで必要なスキルを学ぶ「地域女性活躍チャレンジ塾」を開催し、受講者の中から、自治協議会の役員や公民館長に新たに就任されるなど、取組みの成果が表れています。

アミカスでは、地域による男女共同参画に関する講座・講演会の企画を支援するため、男女共同参画推進サポーターや寸劇隊の派遣などを実施しました。

(2) 数値目標の達成状況

第3次基本計画では、計画期間(平成28年度～令和2年度)中に達成すべき数値目標として次の5項目を設定しました。達成状況は以下のとおりとなっています。

① 社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合

	初期値 (平成25年度)	目標値 (令和2年度)	現状値 (平成30年度)
全体	14.3%	30%	13.0%
女性	9.8%	—	9.2%
男性	21.2%	—	18.8%

資料:平成25年度 市男女共同参画社会に関する意識調査
平成30年度 市政に関する意識調査

社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合は、全体で1.3ポイント減少し、目標値に対して大きな乖離がありますが、あらゆる場面での男女共同参画が進んだ結果によって、数値に反映されるものであり、第4次基本計画では、中長期的な参考指標に位置づけることとしました。

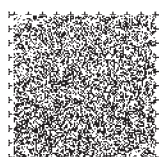
② 男女の固定的な役割分担意識の解消度(「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合)

	初期値 (平成26年度)	目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)
女性	66.0%	75.0%	76.5%
男性	60.9%	70.0%	68.2%

資料:平成26年度・令和元年度 市基本計画の成果指標に関する意識調査

男女の固定的な役割分担意識の解消度について、女性は令和元年度に76.5%となり、目標を達成しています。

男性は平成26年度より7.3ポイント増加しています。



③ 企業における女性管理職比率

	初期値 (平成26年度)	目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)
企業の女性管理職比率	10.0%	12.0%	11.3%

資料:平成26年度 市女性労働実態調査
令和元年度 市女性活躍推進に関する事業所等実態調査

企業における女性管理職比率は、11.3%であり、平成26年度より1.3ポイントの微増となっています。

④ 福岡市役所における女性管理職比率

	初期値 (平成27年度)	目標値 (令和2年度)	現状値 (令和2年度)
課長以上の比率	11.0%	15%程度	15.5%

資料:総務企画局人事課 5月1日現在の割合

福岡市役所における女性管理職比率は、15.5%となり、目標を達成しています。

⑤ 福岡市の審議会等委員への女性の参画率、女性委員のいない審議会等の解消

	初期値 (平成27年度)	目標値 (令和2年度)	現状値 (令和2年度)
女性の参画率	33.7%	40.0%	35.3%
女性委員のいない審議会等の数	1	0	0

資料:市民局男女共同参画課 平成27年度 6月1日現在 令和2年度 8月1日現在

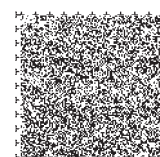
審議会等委員への女性の参画率については、平成27年度より1.6ポイントの微増となっています。

女性委員のいない審議会等は、平成28年度に解消しています。

(3) 今後の課題

平成16(2004)年の条例施行から約15年、さらに、第3次基本計画に基づく様々な施策を5年間推進してきましたが、現状を見ると、次のとおり依然として多くの課題が残されています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行下においては、地域での研修、個人や企業向けのセミナーなど様々な事業において、これまでの人が集まった状況下での実施という前提が大きく揺らいでおり、今後はオンラインの活用を始め、柔軟に対応していくことが求められています。



① ライフステージに応じた男女共同参画意識の浸透

男女共同参画意識については、近年、男女ともに高まる傾向にありますが、年代が上がるのに応じて、特に男性において低くなる傾向が見られます。「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在は、年代ごとに受けてきた教育、家庭や社会での体験などの違いにより、意識に差が生じているものと考えられます。

また、若い世代の男性においても、男女共同参画意識が行動に結びついていない人も多く、今後は、そもそも男女共同参画に無関心な人への意識啓発に加え、意識の変化が行動の変容へとつながるよう、対象者の年代やライフステージに応じた実効力のある取組みを推進していく必要があります。

② 配偶者等からの暴力(DV)の防止や貧困などの困難を抱える女性への支援

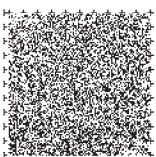
平成30(2018)年度の「市政に関する意識調査」において、配偶者等から暴力を「受けた経験がある」と回答した人の割合は、精神的、身体的、性的のいずれにおいても減少傾向にありますが、一方で、暴力を受けた際には、男女ともに「がまんした」と回答した人が最も多くなっています。このため、安心して相談できる窓口の周知に加え、被害者に寄り添った支援を行うことが必要とされています。

暴力を未然に防ぐために必要な意識を定着させていくには、若年層に向けて早期に教育を行うことが重要であることから、若年層のDVに関する理解を深めることが課題となっています。さらに、DV被害者の相談支援を行う機関と児童相談所など、児童虐待に対応する相談機関との連携強化が求められています。

また、女性は、妊娠・出産などにより就業を中断すると、正規労働に就きにくく、生活上の困難に陥りやすい状況にあることから、ひとり親世帯や高齢の単身世帯への支援を行っていく必要があります。

③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた男性の意識改革

労働時間の短縮、男性の育児休暇等の取得率向上など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた制度上の環境整備が進み、男性の意識に一定の変化は見られるものの、依然として家事・育児、さらには介護などの担い手が女性に偏っている状況であり、行動の変容に向け一層の意識改革への取組みが求められています。



また、育児や介護、さらには高齢化に伴う本人の病気治療など、フルタイムで働けない様々な事情を抱えた労働者や、高齢者、外国人等の多様な人材が、個々の能力を十分に発揮できるよう、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めるなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスを一層推進していくことが必要です。

④ あらゆる分野の働く場における女性の進出と活躍の実現

25歳から44歳までの女性の有業率は上昇し、いわゆるM字カーブは着実に解消されつつありますが、一方で、出産・育児などで退職する女性も多く、その場合、再度働きたいと思っても、正規での就労は難しいのが実情です。

また、企業の女性活躍推進に向けた取組みも未だ不十分であり、女性管理職の数も、女性自身が管理職を敬遠する意識が高いこととも相まって、諸外国と比較して大きく後れを取るなど、働く場における男性中心の意識・慣行は解消されていません。

働く場における男女間の不平等を解消し、均等な機会と待遇が確保されるよう、企業への啓発などを行うとともに、女性のキャリアアップや能力、意識の向上を支援していく必要があります。

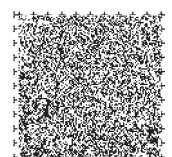
⑤ 意思決定過程への多様な視点の反映

市の審議会等委員への女性の参画率は35.3%、市職員における女性管理職の比率は15.5%と、ともに増加傾向にあるものの、より高い目標が求められている状況であり、地域における諸団体の長への女性就任比率についても、日常的な地域活動への女性の活発な参画に比して、22.3%という低い数値になっています。

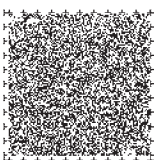
意思決定過程には多様な視点の反映が必要であり、審議会等委員への女性の参画率向上に向けたきめ細かな対応や、市の女性職員のキャリア形成を積極的に進めるなど、女性が活躍できる環境づくりを進めるとともに、まちづくりの共働パートナーである自治協議会においても、地域の自主性を尊重し、共感を得ながら、意思決定過程への女性の参画促進に向けた支援を充実する必要があります。

⑥ 推進体制上の課題

これまで、総合的な企画調整を行う部署と、拠点施設であるアミカスとが、それぞれの役割を果たしながら連携し、地域支援の窓口としての区役所とともに、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点で実施され、市民的広がりを持つよう取組みを進めてきました。



これにより、市民の意識向上に一定の効果は出ていますが、今後、より一層効果的・効率的に事業を実施し、意識の向上を行動の変容へと繋げていくためには、市民とともに活動し、その声を直接聞くことのできるアミカスにおいて、事業の企画・立案など、総合的な企画調整機能を強化していくことが必要だと考えています。



II 第4次基本計画の基本的考え方

1 福岡市が目指す姿

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられるとともにアジェンダの実施において、ジェンダーの視点を主流化していくことは不可欠であるとされています。

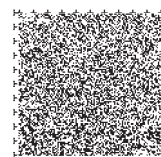
国においても、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「働き方改革を推進するための関係法律」、「女性の職業生活における活躍に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)など、働き方改革、女性活躍に向けた法律の制定・改定が行われ、企業等における制度などの整備も進展するなど、我が国における男女共同参画推進に向けた機運は着実に高まりつつあります。

また、福岡市では、第9次福岡市基本計画において「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略として掲げ、分野別目標の一つとして、「一人ひとりが心豊かに暮らし、元気に輝いている」を設定しています。その実現に向けて、「すべての人の人権が尊重されるまちづくりと男女共同参画の推進」などに取り組み、男性・子ども・若年層を含め、あらゆる人に男女共同参画意識の浸透を図っていくことなどが示されています。これは、誰もが思いやりをもち、すべての人にやさしいまち「ユニバーサル都市・福岡」の実現にもつながるものです。

これまで、第1次から第3次基本計画までの15年間において、個々を尊重し合い、性別にかかわらず一人ひとりが輝ける社会を、市民の共感を得ながら、市民とともに作り出すことを目指して、男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識、制度などを改める取組みを進めており、市民の意識にも一定の変化が生まれてきています。

こうした意識の変化が、一人ひとりの行動変容につながるよう、啓発から実践へと、次のステージへステップアップを図るため、ライフステージに応じた実効力のある取組みを進め、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

第4次基本計画では、第3次基本計画の理念を引き継ぎながら、市が市民とともに目指す姿を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに進めることとしました。



福岡市が目指す男女共同参画社会

基本目標① あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、他の人の異なる考えや生き方をも尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場でその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標② あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、あらゆる暴力が根絶されるとともに、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。

基本目標③ 仕事と生活の調和が実現した社会

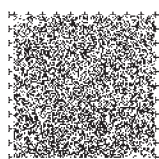
従来働き方が制度・意識の両面から改善され、誰もが働く場における責任を果たすとともに、多様な働き方の選択などにより、仕事と生活の調和を図りながら、家事・育児、介護、地域活動などにおいて責任と充実感を分かち合い、男女が共に暮らしやすい社会を目指します。

基本目標④ 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

男女の待遇や教育、昇進等の機会が均等に確保されるなど、企業において女性活躍の取組みが進み、女性がそれぞれに望むキャリアパスを描いて働き続けることができる職場環境がつけられ、男女がその能力を発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会を目指します。

基本目標⑤ あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、男女共同参画の視点をもって、身近な暮らしの場での地域課題の解決に取り組むことにより、様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。



2 第4次基本計画の位置づけ

(1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連

男女共同参画社会基本法(第14条第3項)に基づき、国及び福岡県の男女共同参画基本計画を勘案することとしています。

(2) 市条例の具体化

条例(第11条)に基づき、今後、福岡市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たすものです。

(3) DV防止法との関連

DV防止法(第2条の3第3項)に基づき、基本目標2「施策の方向1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止」の部分、市町村基本計画と位置づけています。

(4) 女性活躍推進法との関連

女性活躍推進法(第6条第2項)に基づき、基本目標3と基本目標4の部分、市町村推進計画と位置づけています。

(5) 市総合計画との関連

福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画(平成24(2012)年12月策定)との整合性を図ります。

福岡市では、多くの市民の皆様とともに策定した「福岡市総合計画」に基づき、経済的な成長と、安全・安心で質の高い暮らしのバランスが取れた、コンパクトで持続可能な都市づくりを進めることにより、SDGsの達成に取り組んでいます。

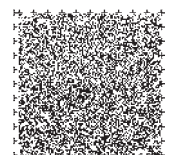
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGsと第4次基本計画の目標との対応については、P30～に関連するアイコンを掲載しています。

3 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

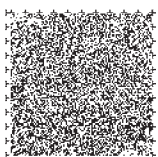


4 第4次基本計画の体系

重 は重点的に取り組む施策

基本目標の実現に向けて取り組むべき「施策の方向」と「具体的施策」

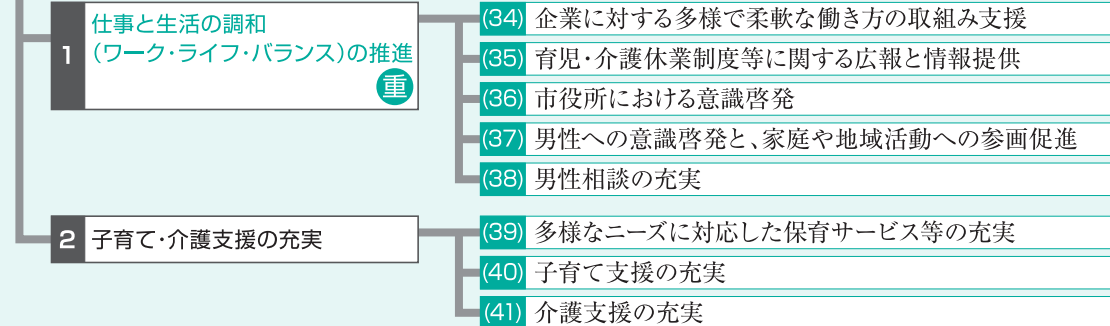
施策の方向		具体的施策	
基本目標 1 あらゆる年代、性別で男女共同参画意識が浸透した社会			
1	男女平等教育の推進	(1)	学校教育における男女平等教育の推進
		(2)	教育に携わる者への研修の充実
2	男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開 重	(3)	男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実
		(4)	区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進
		(5)	公民館における取組みの推進
		(6)	男女共同参画に関する調査・研究
		(7)	男女共同参画に関する広報と情報提供
		(8)	市民団体、NPO等との連携・共働
		(9)	報道機関との連携
3	地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 重	(10)	地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援
		(11)	自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
4	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	(12)	男女共同参画の視点に立った防災事業
5	国際理解・交流の推進	(13)	男女平等に関する国際理解の推進
基本目標 2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会			
----- 福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次) -----			
1	配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 重	(14)	相談体制の充実
		(15)	保護体制の充実
		(16)	被害者の自立のための支援
		(17)	配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発
		(18)	関係団体との連携
2	セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	(19)	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発
		(20)	市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止
		(21)	教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止
		(22)	相談の充実
		(23)	性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
3	生涯にわたる健康支援	(24)	青少年に対する支援、意識啓発
		(25)	母性の保護の重要性に関する認識の浸透
		(26)	妊娠・出産に関する健康管理の支援
		(27)	ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
4	性の多様性が尊重される環境づくり	(28)	性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援
		(29)	市民や企業等に対する教育・啓発
5	貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(30)	ひとり親家庭等への支援の充実
		(31)	高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援
		(32)	経済的な困難を抱えた人の自立支援
		(33)	在住外国人への支援



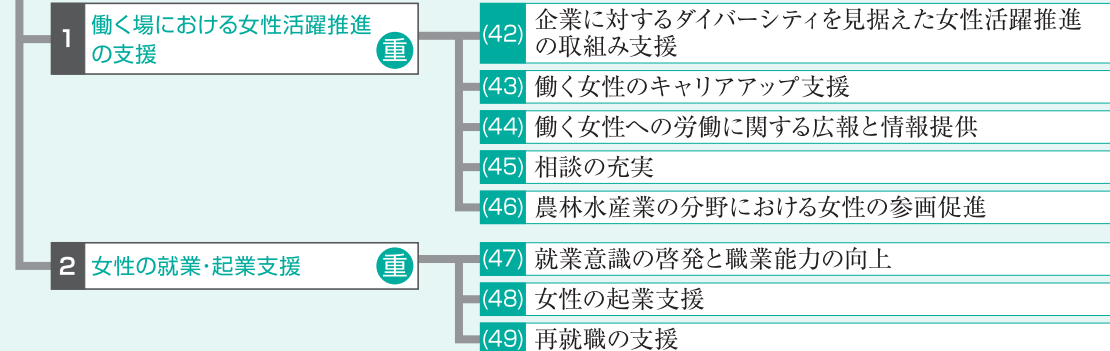
施策の方向	具体的施策
-------	-------

福岡市働く女性の活躍推進計画(第2次)

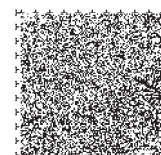
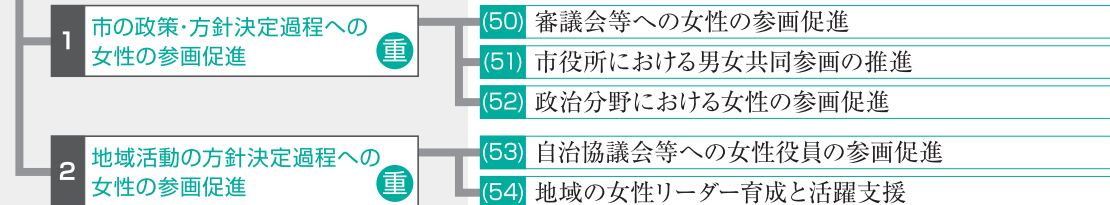
基本目標 3 仕事と生活の調和が実現した社会



基本目標 4 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会



基本目標 5 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会



5 重点的に取り組む施策

本市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化などを踏まえ、次の5項目に重点的に取り組みます。

(1) ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発

若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて学び、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前セミナーを市内中学校で実施します。

また、「みんなで参画ウィーク」や各校区の男女共同参画協議会等の活動支援など、広く男女共同参画意識の啓発を行います。

さらに、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて、学生や子育て世代、さらには中高年などを対象に、各ライフステージに応じた、共感を得られる内容の出前セミナー等の取組みを、関係機関や地域などと連携して進めていきます。

(2) 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

配偶者等からの暴力を受けた被害者が被害を我慢することなく相談し、被害が深刻化する前に支援につなげられるように、相談窓口の周知に努めます。

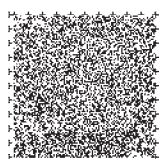
被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立まで切れ目のない支援を進めるために、関係機関と連携して配偶者等からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。

また、暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みをより充実させていきます。

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男性も家事・育児、介護等の家庭生活や、地域活動等で積極的な役割を果たすよう意識を改革し、行動の変容へと繋げていくため、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた研修、出前セミナーなどを、業界団体や企業などと連携して実施するとともに、具体的な取組み事例の積極的な紹介など、国や県とも連携して、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めます。

また、令和4(2022)年度から、常時雇用する労働者が101人以上の企業にまで策定義務が拡大される、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、働き方改革に積極的に取り組む地場企業を、市が発注する工事等の入札などに際し、優先的に指名するなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。



さらに、多様な手法により保育の受け皿を確保するとともに、介護離職を防止するための相談対応を行うなど、仕事と育児や介護を両立できる環境づくりに取り組めます。

(4) 働く場での女性活躍の推進

企業におけるダイバーシティ&インクルージョンの考え方の浸透は、女性をはじめとする多様な人材が能力を発揮できる社会につながっていきます。男女の固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、誰もが持つ無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による悪影響が生じないように、意識改革と理解の促進を図り、多様な人材が活躍しやすい環境づくりが進められるよう、企業に対して支援を行います。

また、働く場において、より多くの女性が、リーダーとして自覚と自信をもって能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援を行います。

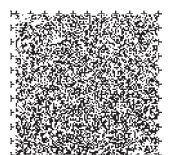
さらに、女性が出産・育児、介護などのライフイベントを経ても、希望に応じた働き方が選択できるよう、女性の起業支援のさらなる充実に取り組むとともに、就業支援やスキルアップの支援を行います。

(5) 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等の女性委員の参画率向上に向けて、法律等に基づかない協議会等も含めて、女性委員の参画率を個別に透明化するなど、さらなる意識の醸成を図るとともに、市内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、目標値達成に向けた働きかけを行います。

また、市役所内においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍を支援する取組みを進めるとともに、市役所における率先した取組みを企業に紹介します。

さらに、地域における女性の活躍を推進し、地域活動への多様な人材の参画を図るため、女性リーダーの人材育成や、地域、諸団体の自主的な男女共同参画推進の取組み支援、自治協議会への男女共同参画の意識啓発に向けた出前講座などを行います。



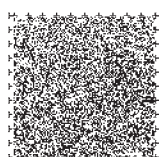
6 数値目標及び参考指標

数値目標

計画期間中に本市が達成すべき数値目標として、基本目標ごとに、次の7項目を設定します。

(単位：%)

基本目標	項目	目標値 (令和7年度)	現状値
1	<p>●男女の固定的な役割分担意識の解消度 「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合 【市基本計画の成果指標に関する意識調査】</p>	女性 80 男性 80	女性 76.5 男性 68.2 (令和元年度)
2	<p>●配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 「相談できる窓口を知らない」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】</p>	女性 10 男性 10	女性 20.3 男性 21.0 (平成30年度)
	<p>●中高生の「デートDV」についての理解度 デートDVについて「内容を知っている」と回答した中高生の割合 【市青少年の意識と行動調査】</p>	中学生 50 高校生 80	中学生 20.0 高校生 52.3 (平成30年度)
3	<p>●企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認知度 「ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む必要がある」と思う事業所の割合 【市女性活躍推進に関する事業所等実態調査】</p>	85	74.7 (令和元年度)
4	<p>●企業における女性管理職比率 【市女性活躍推進に関する事業所等実態調査】</p>	15	11.3 (令和元年度)
5	<p>●福岡市の審議会等委員への女性の参画率</p>	40	35.3 (令和2年8月1日)
	<p>●福岡市役所における女性管理職比率</p>	20	15.5 (令和2年5月1日)



参考指標

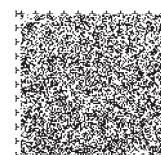
計画の進捗状況をわかりやすく示す指標として、参考指標を設定します。

《中長期的な参考指標》

社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合

現状値：13.0%（女性9.2%、男性18.8%）【平成30年度市政に関する意識調査】

基本 目標	項 目	現状値
1	○「みんなで参画ウィーク」の認知度 「内容を知っている」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	3.1% (平成30年度)
	○女性が職業を持つことに対する考え 「ずっと職業を持っている方がよい」と考える人の割合 【市政に関する意識調査】	41.2% (平成30年度)
2	○配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合 「精神的暴力(あなたを大声で怒鳴る)を受けたことがある」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 36.5% 男性 26.2% (平成30年度)
	○配偶者等から暴力を受けた際、我慢した人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 46.0% 男性 50.1% (平成30年度)
3	○企業における男性の育児休業取得率 【市女性活躍推進に関する事業所等実態調査】	5.1% (令和元年度)
	○乳幼児の父親・母親の1週間の家事・育児時間 【市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	母親64時間18分 父親15時間10分 (平成30年度)
	○男性が介護休暇を取得することについて 「積極的に取得するべきである」と考える人の割合 【市政に関する意識調査】	35.5% (平成30年度)
	○市役所における男性の育児休業取得率	20.2% (令和元年度)
4	○25歳から44歳までの女性の有業率 【就業構造基本調査】	74.2% (平成29年)
	○職場における男女の平等感 「平等」と感じる人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 17.3% 男性 23.5% (平成30年度)
5	○地域における諸団体の長への女性の就任率	22.3% (令和2年7月1日)



7 計画の推進

(1) 推進体制と進行管理

① 庁内の推進体制

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」(会長:市長、副会長:市民局男女共同参画部所管の副市長、委員:全事業管理者及び全局・区長等、幹事:関係部長)において、第4次基本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、本市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

また、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう、事務局の企画立案機能を高めるとともに、総合的な調整機能の強化を図ります。

② 男女共同参画審議会

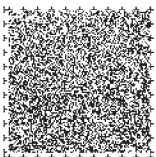
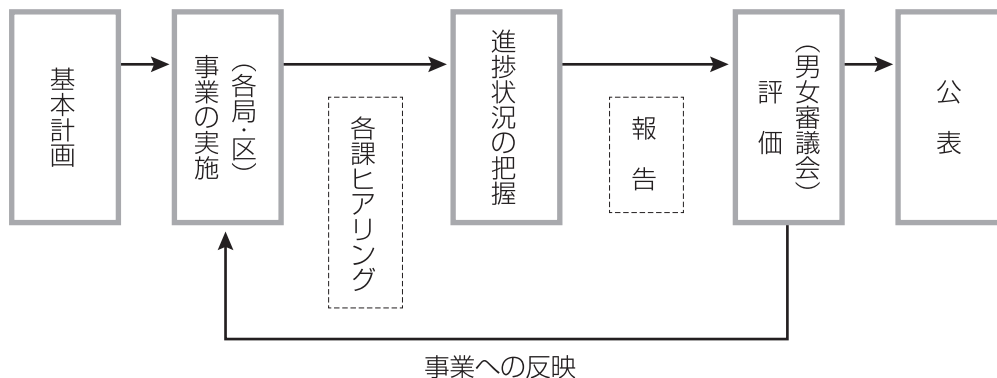
市長の附属機関として設置している「福岡市男女共同参画審議会」(以下「男女審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、本市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査・審議し、市長に答申するほか、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

③ 施策に対する苦情への対応

条例第26条に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民から苦情が寄せられた場合、市長は、男女審議会の意見を聞いたうえで、必要に応じて適切な措置を講じます。

④ 基本計画の進行管理と推進状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を男女審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。また、条例第12条に基づき、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、市民に毎年公表します。



(2) 拠点施設、区役所の役割

あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開され、地域において男女共同参画が広く市民に浸透していくうえで、拠点施設であるアミカス、区役所が果たす役割は次のとおりです。

① 拠点施設「男女共同参画推進センター・アミカス」の役割

アミカスは、条例第25条で、「市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設」と位置づけられています。

拠点施設として、多様な選択を可能にする意識啓発、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応した学習機会の提供、相談事業、及び図書事業などの諸事業を実施するほか、様々な分野の団体や市民グループ等との連携・共働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援していきます。

今後一層充実を図る機能は次のとおりです。

ア あらゆる人が共感できる男女共同参画の推進

男女共同参画についての市民の意識がより浸透し、一人ひとりの行動につながるようライフステージに応じた取組を実施します。特に、男女共同参画社会の形成が男性にとっても生きやすい社会となることへの理解を深め、男性の家事・育児への参画を促進するため、男性自身の意識啓発を目的とした講座や、若年層が共感できる取組を進めます。

同時に、男性の家庭や地域への参画を推進するため、働きやすい職場づくりを目的とした講演会など、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発を進めます。

また、市内全域からの交通利便性が高い天神地区など、アミカス外での地域関係者への講座・セミナーなどの開催について検討します。

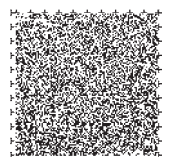
イ 地域支援の充実

公民館、校区の自治協議会や男女共同参画協議会等に対する情報提供、「男女共同参画推進サポーター」等の研修講師の派遣など、区の男女共同参画担当部署とも連携しながら、地域の取組みへの支援を充実します。

ウ 市民グループ、NPO等の育成・支援

男女共同参画のまちづくりや男性の家事・育児への参画促進、女性の活躍推進など、市民グループ等の専門性を活かし、男女共同参画の機運を醸成する活動に対して、経済的支援、広報への協力などを行います。

また、市民グループ等相互のネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供に努めます。



エ 相談機能の充実

夫婦、家族、職場の人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困などの生活上の悩みなど、幅広い相談に応じるために相談機能の充実・強化を図るとともに、「女性に対する暴力相談」、「男性のための相談ホットライン」などを活用しながら、配偶者暴力相談支援センターや、区保健福祉センターなど関係機関との連携を強化します。

オ 広報・啓発

男女共同参画に関する広報、啓発のため、広報誌やホームページなどにより男女共同参画に関する情報をタイムリーかつ分かりやすく提供します。

また、拠点施設として、男女共同参画に関する基礎知識、情報を館内に効果的に掲示し、アミカスに来館した市民が男女共同参画について学べる環境づくりに努めます。

カ 女性のチャレンジ支援の充実

働く女性を対象に、キャリアアップや能力向上に向けたセミナーなどを実施するとともに、女性が出産・育児や介護などのライフイベントを経ても、希望に応じた働き方が選択できるよう、起業支援の充実や、就業、スキルアップに向けた講座を実施するなど、女性の様々なチャレンジに対して支援を行います。

キ 総合的な企画調整機能

福岡市の男女共同参画を推進する拠点として、市民グループや地域と連携・共働しながら事業を実施しているアミカスは、市民からのニーズや事業の効果などについて、直接感じ、把握できる立場にあります。

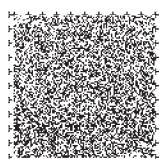
今後は、そうしたニーズなどに対応したより効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能を一層強化するため、企画立案部門である男女共同参画課、女性活躍推進課をアミカスに移転するなど、一体的に事業を実施するとともに、拠点施設としてのアミカスのレベルアップを図り、福岡市の男女共同参画を強力に推進していきます。



福岡市男女共同参画推進センター アミカス

Fukuoka City Gender Equality Promotion Center AMIKAS

愛称の「アミカス」はラテン語で「仲間・友達」を意味する言葉からとったもので、一般公募により名づけられました。



② 地域の男女共同参画推進における区役所の役割

区役所は、身近な地域の総合行政機関として市民生活に欠かせない様々なサービスを提供するとともに、区の特性や課題を踏まえたまちづくりの拠点としての役割を果たしています。区及び校区における男女共同参画を推進するうえでも、地域に密着した支援の窓口として次のような役割を果たします。

全市的な男女共同参画推進の動きと区の特性や現状を踏まえながら、校区の取組み状況を把握し、先進的取組みや課題解決の事例に関する情報を各校区が共有できるよう努めます。

また、関係部署が連携して、男女共同参画推進活動が校区全体の取組みとして行われ、意思決定過程に男女が共に参画し、男女共同参画の視点に立った地域の自治が行われるよう支援します。

(3) 多様な主体との連携・共働

① NPO、事業者等との連携・共働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民や事業者の主体的な取組みが不可欠です。多様化、複雑化する市民のニーズや地域課題に適切に対応していくため、教育機関、市民グループ、NPO、企業、マスメディア等との連携・共働を進め、地域に根ざした身近な情報発信を行うとともに、多様な主体が持つ専門性や実践的ノウハウなどを活かした取組みを進めます。

働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や、あらゆる人が共感できる男女共同参画を進めるには、今後、特に企業への働きかけが必要であり、商工会議所をはじめとする業界団体や、先進的な取組みを実施している企業との連携に努めます。

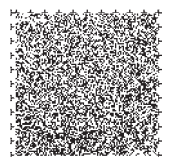
② 自治協議会等との連携・共働

男女共同参画を推進する活動が市民的広がりを持つためには、地域におけるまちづくりのパートナーである自治協議会との連携・共働が重要です。

地域での男女共同参画推進活動は、現在、校区男女共同参画協議会等が自治協議会の一員として活動し、「男女共同参画に関する事業」は自治協議会が行う「まちづくり基本事業」に位置づけられています。

男女共同参画が地域に広く浸透し、校区が男女共同参画の視点に立って運営されるためには、男女共同参画推進活動が、男女共同参画協議会等の活動にとどまらず、自治協議会全体の取組みにまで広がっていくことが望まれます。

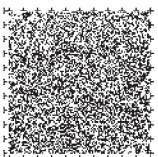
自治協議会等と市が目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、地域における男女共同参画を推進していけるよう、さらに連携を深めていきます。



③ 国・県等との連携

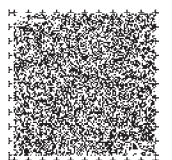
男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策を実施することを求めています。このため、国や福岡県の動向を的確に把握し、本市の男女共同参画に関する諸施策に反映させていきます。

また、福岡県と北九州市、久留米市、福岡市の間で情報共有に努めるとともに、他の政令指定都市とも大都市に共通の課題などについて情報交換に努め、基本計画を効果的に推進します。



第2部

計画各論



基本目標1

あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

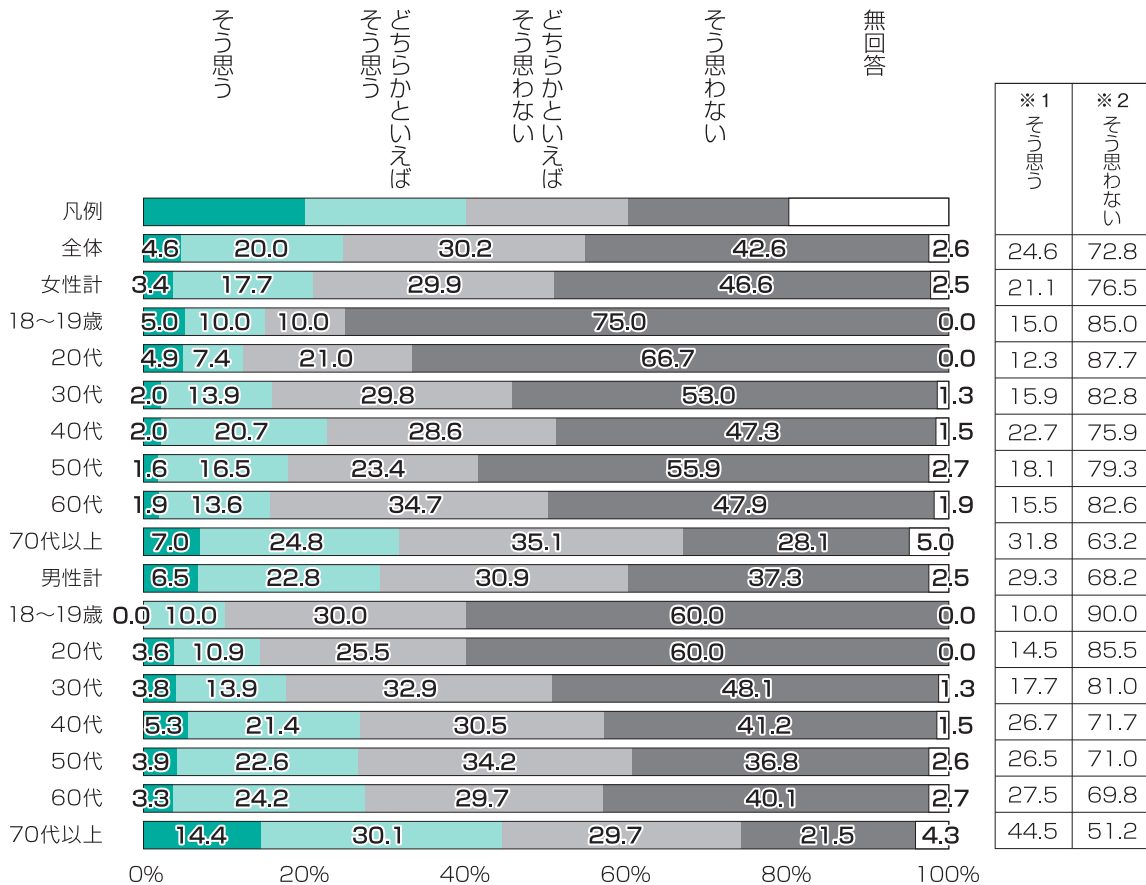


あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、他の人の異なる考えや生き方をも尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場でその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

令和元(2019)年度の「市基本計画の成果指標に関する意識調査」において、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識の解消度(「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合)は、男性が68.2%となっており、平成26(2014)年度の60.9%から改善の兆しが見えています。

しかし、女性の76.5%と比べると8.3ポイント低く、年代を追うごとに減少し、特に、70代以上では51.2%にまで低下しています。このような意識の差は、年代ごとに学校などで受けてきた教育、家庭や社会での体験などの違いにより生じたものと考えられ、改めて小・中学校における男女平等教育の重要性が浮き彫りになっています。

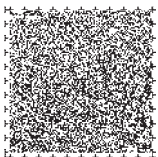
「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方について【性・年代別】



※1 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計

※2 「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」の合計

資料：令和元年度 市基本計画の成果指標に関する意識調査

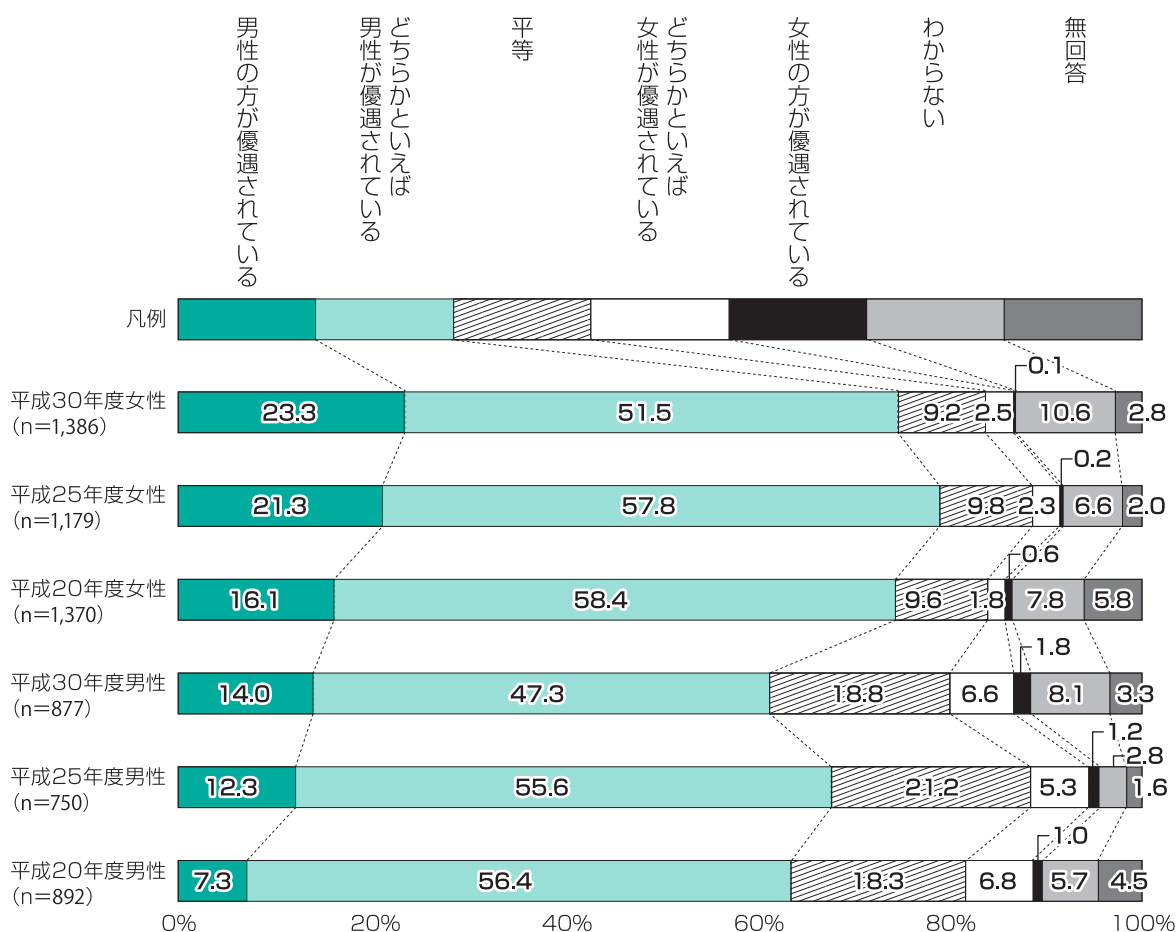


一方で、男女共同参画意識を持つ若年層においても、意識に行動が伴わない場合も多く、また、そもそも男女共同参画に対して無関心な人も一定数いるものと考えられるため、今後は、高齢者層と併せて、進学、就職、結婚、子育て、介護など、それぞれのライフステージに応じ、防災や子育て、職業選択など、身近で共感の得られるテーマで取組みを推進していきます。

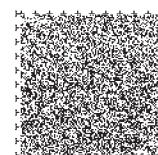
こうした取組みに、より実効性を持たせるためには、各校区に自治協議会があり、地域活動の場として公民館が設置されているという福岡市の特色を生かし、学校やPTAをはじめとする関係機関・団体が、地域との連携・協力により、実施していく必要があります。

さらに、男女共同参画に関する市民の国際理解を深めるため、SDGsをはじめとする国際的なジェンダー平等に関する情報や学習機会の提供に努めるとともに、交流などを通じて、異なる文化や習慣についての相互理解を促進する必要があります。

社会全体で見た場合の男女の地位の平等感



資料：平成30年度 市政に関する意識調査



基本目標 1

あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会



施策の方向 1 男女平等教育の推進

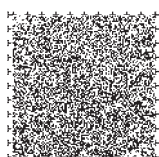
- ◆次代を担う子ども達が性別に捉われず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等教育を推進します。
- ◆学校教育、幼児教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修を推進します。
- ◆大学生等を対象とした、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるための啓発を行います。

1 学校教育における男女平等教育の推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○小・中学生向け男女平等副読本を作成するとともに、活用促進に努めます。	○小・中学生向け男女平等副読本の作成・活用	市民局 教育委員会
○性別に捉われないキャリア形成ができるよう、中学生を対象とした出前型セミナーを実施します。	○中学生向け出前セミナー	市民局
○男女平等の理念に立って教育課程を編成し、教科などの特質や児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を行います。 ○男女が共に家族の一員として役割を果たし、家庭を築いていくことの重要性を認識し、生活に必要な知識・技能を習得させるため、家庭科教育の充実を図ります。	○男女平等の理念に立った教育課程の編成 ○職場体験学習 ○家庭科教育の充実 ○育児の体験学習等 ○学校生活全体にわたっての見直し	教育委員会
○大学生等を対象に、性別に捉われない将来設計や、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるための啓発を行います。	○学生向け啓発セミナー	市民局

2 教育に携わる者への研修の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○市立学校の教職員を対象に、学校教育における男女平等教育の推進に対する理解を深める研修を実施します。	○男女平等教育研修会	教育委員会 市民局
	○新任教頭研修	教育委員会
○保育所などの幼児教育関係者及び公民館長・主事を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。	○保育所職員等研修	こども未来局
	○公民館長・公民館主事研修	市民局



施策の方向 2 男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開

- ◆アミカスは、市の男女共同参画を推進する拠点として、市民や企業の啓発、地域活動や市民活動の支援、情報発信などに努めるとともに、効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能を強化します。
- ◆区役所や公民館等において、地域における取組みや、全市的に広がりのある啓発、学習機会の提供、情報発信を進めます。

3 男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○アミカスにおいて、市民グループや地域とも連携を図りながら、様々な講座・講演会を実施し、広く市民が共感できるように意識啓発及び学習機会の充実を図ります。 ○人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困など幅広い相談に応じるために相談機能の充実・強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画講座 ○市民グループ活動支援事業 ○アミカス地域支援事業 ○アミカス相談室における相談 	市民局

4 区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進

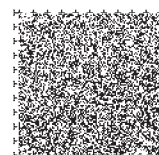
具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○区役所において各校区の男女共同参画の取組み状況を把握し、校区の実情に応じた男女共同参画を推進する活動が展開されるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援 ○男女共同参画社会づくり講座 ○市民センターにおける男女共同参画講座・講演会 	区役所
<ul style="list-style-type: none"> ○区役所や人権啓発センターなどにおいて、男女共同参画の推進に関する講座などを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重週間「人権を尊重する市民の集い」 ○人権総合講座 	市民局

5 公民館における取組みの推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○公民館において男女共同参画の推進に関する講座を開催するとともに、市民に学習の場を提供するなど、地域における男女共同参画の取組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館における男女共同参画学習講座 	市民局

6 男女共同参画に関する調査・研究

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○市民の男女共同参画に関する意識調査を定期的に行うとともに、企業における女性社員の登用や就業環境などの調査を実施し、施策に生かしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会に関する市民意識調査 ○女性活躍推進に関する事業所等実態調査 	市民局



7 男女共同参画に関する広報と情報提供

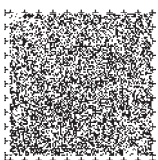
具体的施策の内容	事業名	担当局
<p>○男女共同参画に関する関係法令、条例及び第4次基本計画の周知に努めます。</p> <p>○市やアミカス、人権啓発センターの広報誌、ホームページなどの様々な広報媒体を活用して、男女共同参画について、市民が共感できる広報に努めます。</p> <p>○アミカスや人権啓発センターにおいて、男女共同参画の推進に関する図書、ビデオ、DVD、資料の閲覧・貸出を行います。</p>	<p>○出前講座</p> <p>○市政だよりによる広報</p> <p>○市のホームページでの情報提供</p> <p>○情報提供事業</p> <p>○広報啓発紙の発行</p> <p>○アミカス図書室による情報の提供</p> <p>○ココロンセンターだより</p> <p>○ラジオ番組「こころのオルゴール」</p>	市民局
	○福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」での情報提供	教育委員会
<p>○男女共同参画の視点に立った広報物づくりを進めるため、行政広報物を作成する留意点をまとめた「表現のガイドライン」の周知に努めます。</p>	○行政広報物における表現のガイドラインの周知	市民局
	○ユニバーサル都市・福岡の推進	総務企画局
	○「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」の周知	市長室

8 市民団体・NPO等との連携・共働

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女共同参画推進に取り組む市民団体等を対象に、アミカスや人権啓発センターで市民による講座・講演会の企画を公募し、市民団体等の活動を支援するとともに、情報交換や活動発表を行う場の提供を通して、団体間の交流とネットワークづくりを支援します。	<p>○市民グループ活動支援事業</p> <p>○人権啓発センター利用登録団体との共働事業</p>	市民局

9 報道機関との連携

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女共同参画社会に関する情報発信をするため、報道関係者との連携を図ります。	○ラジオ番組「こころのオルゴール」	市民局



施策の方向 3 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援

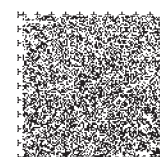
◆男女共同参画の視点を持って地域の様々な活動が展開されるよう、地域の主体的な取り組みの支援、「みんなで参画ウィーク」を活用した広報・啓発や、男女共同参画協議会等の活動支援に取り組みます。

10 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画が地域に浸透し、地域が主体的に男女共同参画の推進に取り組めるよう、所管局、区が連携し支援します。 ○男女共同参画の推進に向けて地域や諸団体が行っている取り組みを支援し、先進的取り組みや課題解決の事例に関する情報を、様々な機会を捉えて各校区に情報提供します。 ○地域で活動する人を対象とした講座の実施や、市民研修講師である「男女共同参画推進サポーター」などの派遣を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女協サミット ○出前講座 ○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知 ○アミカス地域支援事業 ○七区男女共同参画協議会活動支援 ○七区男女共同参画協議会による男女共同参画研修実施状況調査 ○男女共同参画推進担当者研修 ○公民館長・公民館主事の研修 	市民局
	<ul style="list-style-type: none"> ○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援 	

11 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進活動が自治協議会など自治組織を含めた校区全体に広がるよう、「みんなで参画ウィーク」のさらなる浸透を図り、地域と共働で取り組みを進めます。 ○「男女共同参画推進サポーター」や「アミカス寸劇隊」の派遣事業、出前講座の活用促進、公民館における男女共同参画学習講座の充実などにより、広く市民への男女共同参画意識の浸透を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知 ○アミカス地域支援事業 ○出前講座 ○公民館長・公民館主事の研修 ○公民館における男女共同参画講座 ○共創自治協議会事業 	市民局

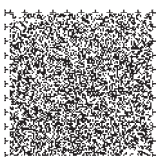


施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

◆男女共同参画の視点に立った地域防災を推進するとともに、防災をテーマとして、男女共同参画や多様性の必要性についての理解を深める取組みを進めます。

12 男女共同参画の視点に立った防災事業

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none">○防災分野における男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解を促す取組みを進めます。○避難所用の備蓄や災害時の避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組むとともに、地域への働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none">○女性の視点を活かした防災事業○出前講座○博多あん(安全)・あん(安心)塾○アミカス地域支援事業○避難所運営ワークショップ	市民局

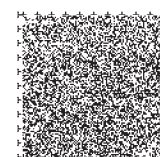


施策の方向 5 国際理解・交流の推進

◆男女平等に関する国連の動向や、諸外国の女性の状況などについて、市民理解を深めるため、情報提供や学習機会の提供に努めます。

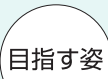
13 男女平等に関する国際理解の推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女共同参画をめぐる諸外国の女性が置かれた実情や支援の現状について、情報の収集・提供や学習機会の提供を進め、市民の理解を促進します。 ○国際的な相互理解と協力を進めるため、在住外国人との交流など、多文化共生社会の実現に向けた活動を支援します。	○海外の女性情報の収集及び提供 ○男女共同参画講座 (諸外国の状況をテーマとするもの)	市民局
	○地域における外国人住民との交流支援事業	総務企画局



基本目標②

あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会



配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、あらゆる暴力が根絶されるとともに、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。

誰もが安心して暮らせる社会を目指すためには、配偶者等からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などのあらゆる暴力を根絶するとともに、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、すべての人権が尊重され、多様性を認め合うことが重要です。

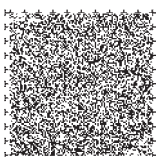
あらゆる暴力の被害者の多くは女性であり、背景には男女の固定的な役割分担意識、男女の社会的地位や経済的な格差などがあることから、あらゆる暴力防止に向けた教育や、被害者支援など、幅広い取り組みが必要です。

平成30(2018)年度の「市政に関する意識調査」において、配偶者等から暴力(身体的、精神的、性的)を受けた際に実際に取った行動は、男女ともに「がまんした」割合が最も高く、相談できる窓口を「知らない」と答えた人も2割を占めています。このことから、DV被害を相談することに躊躇する方や相談できる窓口を知らない方がいることが考えられます。

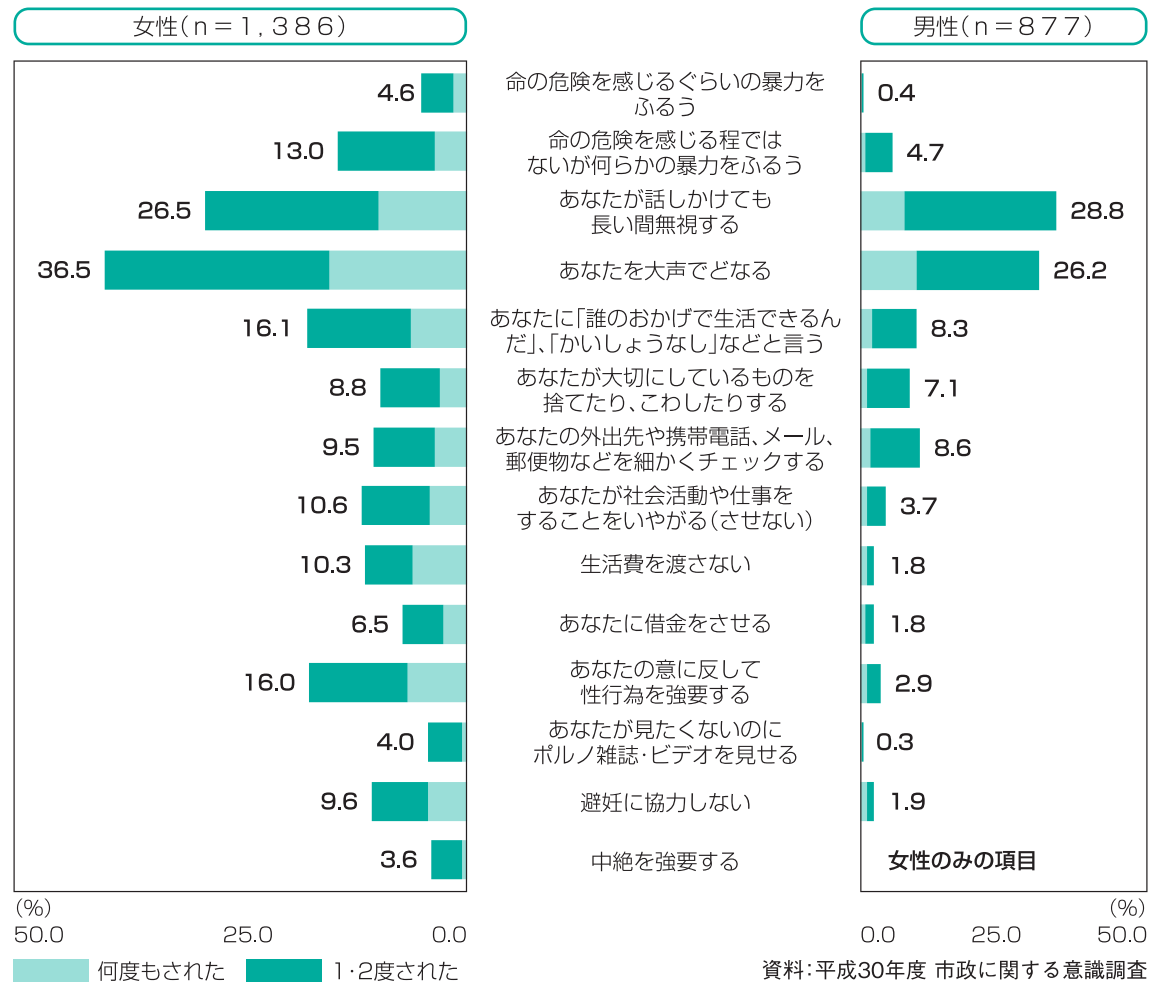
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛などの影響で、DVの被害者と加害者の双方が家庭で過ごす時間が長くなるため、DV被害の増加が危惧されます。DV被害が深刻化する前に、相談から保護・自立に至る支援を行うためには、相談窓口の広報・啓発に取り組むとともに、被害者に寄り添った切れ目のない支援を行っていく必要があります。

将来的にDVの被害者・加害者を生まないためには若年層からDV予防教育を行うことが重要であり、学校と連携しながら中学生や高校生世代の子ども達にデートDV(交際相手からの暴力)防止教育を行います。

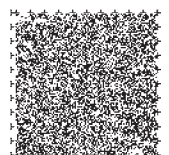
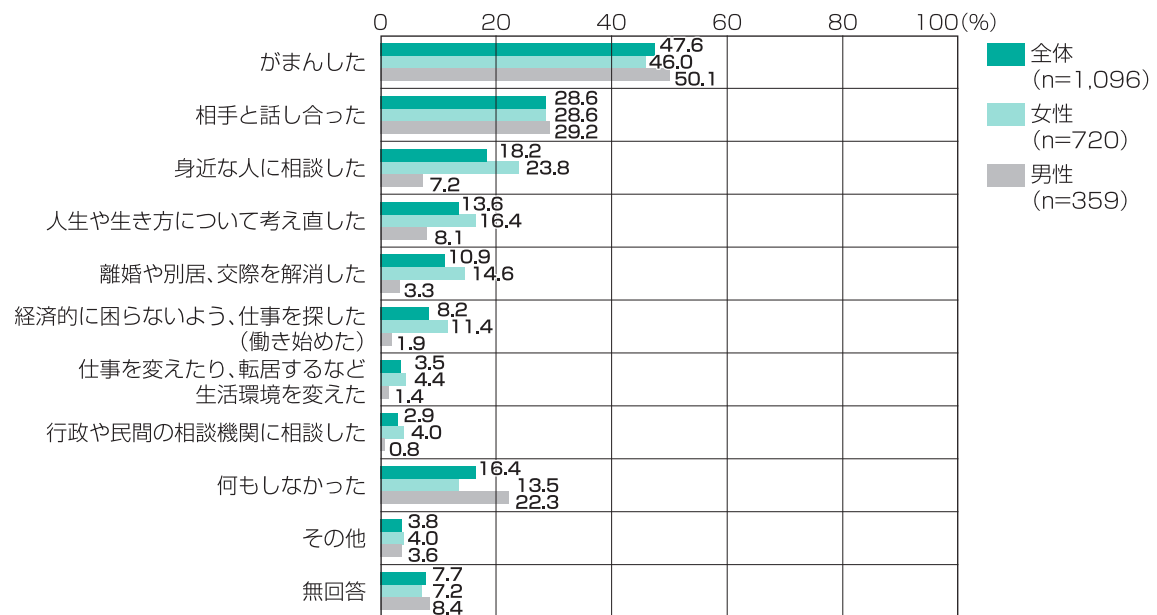
DVが起きている家庭では子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、また子どもの前でパートナー間で暴力を振るうこと(面前DV)は子どもへの心理的虐待にあたるなど、DVは児童虐待と密接な関連があると言われていています。令和元(2019)年6月公布の「改正DV防止法」では、DV被害者の相談支援を行う機関と相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されており、今後、DV被害者支援と児童虐待対応との連携を強化していく必要があります。



配偶者等から暴力を受けた経験



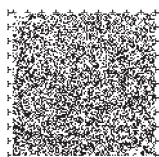
暴力を受けて、実際はどう行動したか



また、女性は正規労働に就きにくく、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。ひとり親家庭等への支援をはじめ、他機関と連携しながら就労支援や能力向上機会の提供などを行っていく必要があります。

人生100年時代を迎え、生涯を通じて健康で豊かな生活を送ることができるよう、性差などを踏まえた心身及び健康についての正確な知識・情報の提供、生活習慣病予防や各種検診の受診を推進するとともに、女性の就業者の増加や定年延長、平均寿命の伸長などに伴い多様化している女性の健康問題への対応が求められます。

さらに、多様性を認め合う社会の実現を目指し、性的マイノリティ当事者及びその家族などに対する支援を行うとともに、市民が性的指向や性自認に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行うことが必要です。



基本目標2

あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会



施策の方向 1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

- ◆配偶者等からの暴力を受けた被害者の相談窓口の周知を図ります。
- ◆被害者の立場に立ち、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組みます。
- ◆暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みを充実します。

【福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)】

14 相談体制の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、アミカス等の機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。 ○被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。 ○配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センターにおける相談 ○区子育て支援課・家庭児童相談室における相談 	こども未来局
	<ul style="list-style-type: none"> ○アミカス相談室における相談 ○男性のための相談ホットラインによる相談 	市民局
	<ul style="list-style-type: none"> ○区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談 	保健福祉局
	<ul style="list-style-type: none"> ○法的助言が必要な被害者に対する法律相談 	こども未来局 市民局
	<ul style="list-style-type: none"> ○相談員連絡会議における情報交換等による連携強化 ○DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修 ○各関係機関との情報交換 	こども未来局 市民局
	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきセンターふくおか運営(地域包括支援センター事業) ○区障がい者基幹相談支援センター事業
<ul style="list-style-type: none"> ○在住外国人の被害者に対し、通訳を派遣するなど、民間団体と連携して被害者支援を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○在住外国人被害者の窓口相談にあたって通訳を派遣 ○相談窓口を案内する多言語対応(9か国語)リーフレットの配布 	こども未来局



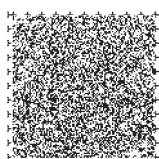
具体的施策の内容	事業名	担当局
○相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図るとともに、二次被害(被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと)を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。 ○相談員のメンタルヘルスに配慮します。	○配偶者等からの暴力相談・支援に関わる職員に対する研修	こども未来局
	○相談員研修の充実	こども未来局 市民局
○被害者の情報保護に努めるとともに、各制度の適切な運用を行います。	○被害者の情報保護及び各制度の適切な運用	こども未来局

15 保護体制の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。 ○安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。	○危険が急迫している場合の被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護	こども未来局
○民間シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。	○民間シェルターを運営する民間支援団体の活動支援	こども未来局

16 被害者の自立のための支援

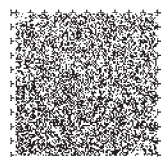
具体的施策の内容	事業名	担当局
○被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう、住居、就業、法的制度、心理的ケアなどの施策について情報提供や支援を行います。	○アミカスDV被害者支援のためのグループワーク ○法的助言が必要な被害者に対する法律相談	市民局 こども未来局
○配偶者やパートナー間の暴力等を児童が目撃する「面前DV」は児童への心理的虐待であることを踏まえ、DV被害者親子等に対して心理的ケアを図ります。	○被害者親子等のカウンセリング	こども未来局



具体的施策の内容	事業名	担当局
<p>○市営住宅、児童福祉、母子父子寡婦福祉、医療保険、年金、生活保護、就業等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。</p> <p>○被害者やその家族、支援者などの関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。</p>	○市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用	住宅都市局
	<p>○ひとり親家庭支援センター（就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業）</p> <p>○母子生活支援施設における自立支援</p> <p>○ひとり親家庭自立支援給付金事業</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業</p> <p>○児童手当</p> <p>○児童扶養手当</p>	こども未来局

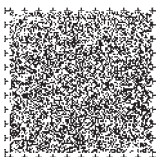
17 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

具体的施策の内容	事業名	担当局
<p>○配偶者等からの暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。</p> <p>○被害者の早期発見、早期対応につなげるよう相談窓口の周知を図ります。</p> <p>○国・自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策などについて、調査、情報収集を行います。</p> <p>○在住外国人の被害者が相談支援につながるよう相談窓口の案内に努めます。</p>	<p>○配偶者等からの暴力防止に関する講座・講演会</p> <p>○市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発</p>	こども未来局
	○相談窓口情報を掲載したカード・リーフレットの作成、配布	市民局 こども未来局
○配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、子どもの発達段階に応じた教育に取り組みます。	<p>○中高生へのデートDVに関する教育</p> <p>○若年層に向けたデートDVに関する啓発</p>	こども未来局 教育委員会



18 関係団体との連携

具体的施策の内容	事業名	担当局
○相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。	○福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議による国、県、民間団体等との連携	こども未来局
○子どもに対する支援にあたって、配偶者暴力相談支援センターが要保護児童支援地域協議会に参画して関係機関との連携を図ります。	○相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援	市民局 こども未来局



施策の方向 2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止

- ◆職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。
- ◆相談や支援に関わる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。
- ◆性犯罪被害を防止するための広報・啓発、性犯罪被害者を支援するための相談窓口の周知に努めます。

19 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発

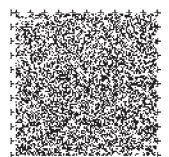
具体的施策の内容	事業名	担当局
○セクシュアル・ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や市民に対して啓発を進めるとともに、相談窓口や対応策について情報提供を行います。	○市ホームページ等での情報提供	市民局
	○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局

20 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止

具体的施策の内容	事業名	担当局
○市職員への研修の充実及び相談窓口の周知を図ります。	○相談窓口	各任命権者 (総務企画局)
	○ハラスメント防止研修	総務企画局
	○コンプライアンス研修	交通局
	○職員研修講師派遣	市民局

21 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

具体的施策の内容	事業名	担当局
○学校現場における教職員間、教師と児童・生徒間のセクシュアル・ハラスメントを防止するための研修や相談体制の充実を図ります。	○セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	教育委員会

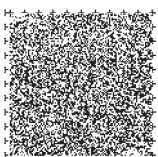


22 相談の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○セクシュアル・ハラスメントに関する相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図るとともに、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。	○アミカス相談室における相談 ○人権啓発相談室	市民局
	○教育実習生に対するセクハラ相談窓口	教育委員会

23 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○防犯出前講座の実施などにより、性犯罪を未然に防止するための広報・啓発を行います。 ○相談窓口の周知に努めます。 ○福岡市及び福岡県、北九州市が共同で運営している「性暴力被害者支援センター・ふくおか」により、犯罪被害者の支援に取り組みます。	○性犯罪防止啓発事業 ○犯罪被害者等支援	市民局



施策の方向 3 生涯にわたる健康支援

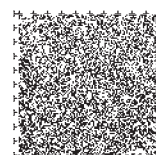
- ◆思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、発達段階に応じた教育を実施し、意識啓発を進めます。
- ◆市民や企業に対し、母性の保護の重要性について広く啓発を行うとともに、妊産婦に対する健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など、出産前から出産後まで一貫した保健サービスの充実を図ります。
- ◆人生100年時代の到来を見据え、ライフステージに応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実や、市民の健康づくりの支援に取り組みます。

24 青少年に対する支援、意識啓発

具体的施策の内容	事業名	担当局
○思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、発達段階に応じたエイズや性感染症、喫煙、飲酒、薬物乱用防止、親の役割や正しい性知識などに関する学習機会を提供します。	○思春期相談 ○思春期ひきこもり等相談事業 ○女の子専用相談電話	こども未来局
	○性感染症予防対策 ○薬物乱用防止啓発事業 ○ティーンエイジャー教室	保健福祉局 こども未来局
○教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施します。	○性教育の手引きに基づく指導 ○性に関する指導者研修会 ○情報モラル教育の推進	教育委員会

25 母性の保護の重要性に関する認識の浸透

具体的施策の内容	事業名	担当局
○市民や企業に対して、母性の保護の重要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。	○マタニティスクール ○働くママとパパのマタニティスクール	こども未来局
	○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局

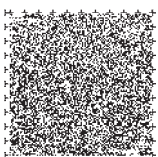


26 妊娠・出産に関する健康管理の支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行います。特に、妊娠期からの相談支援、育児不安が強い産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図ります。	○妊婦健康診査 ○産前・産後母子支援事業 ○産婦健康診査 ○産後サポート事業 ○母子巡回健康相談 ○母親の心の健康支援事業	こども未来局
	○妊婦歯科健康診査	保健福祉局
○子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。	○特定不妊治療費助成 ○一般不妊治療費助成 ○不育症検査費・治療費助成 ○不妊専門相談センター	こども未来局

27 ライフステージに応じた心身の健康管理の支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、各種健康診査の受診を推進するとともに、健康づくりサポートセンターや区保健福祉センターにおいて、市民が自分に適した健康づくりを実践できるよう施策の充実を図ります。	○子宮頸がん検診、乳がん検診	保健福祉局
○区保健福祉センター、精神保健福祉センターにおいて、心の健康に関する相談体制を充実し、ライフステージに応じたメンタルヘルスやストレス対策を含めた市民のこころの健康づくりに取り組みます。	○精神保健相談及びうつ病予防対策 ○心の健康づくり事業 ○依存症・ひきこもり等専門相談	保健福祉局



施策の方向 4 性の多様性が尊重される環境づくり

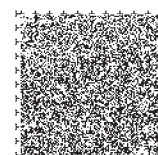
◆性的マイノリティの当事者及びその家族等に対する支援を行うとともに、市民が性的志向や性自認に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。

28 性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○性的マイノリティであることを理由として困難な状況に置かれている人々について、電話相談などによる支援を行うとともに、当事者や家族等の交流を行います。	○パートナーシップ宣誓制度 ○LGBT電話相談 ○性的マイノリティ交流事業	市民局
	○性同一性障がいの専門電話相談	保健福祉局

29 市民や企業等に対する教育・啓発

具体的施策の内容	事業名	担当局
○市民や企業等を対象とした、講演会等を実施するとともに、LGBTに関するリーフレットを作成します。	○講演会等の開催 ○啓発リーフレットの作成・配布	市民局



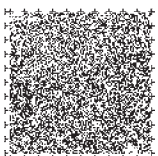
施策の方向 5

貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ◆ひとり親家庭等で困難を抱える方への相談体制の充実や就業支援に取り組みます。
- ◆高齢者や障がい者等、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう支援するとともに、市民の理解を深めるための啓発等に取り組みます。

30 ひとり親家庭等への支援の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○ひとり親家庭に対する相談体制の充実に努めるとともに、関係機関とのネットワークづくりを行い連携を強化します。	○区子育て支援課・家庭児童相談室における相談 ○区家庭児童相談室相談員研修	こども未来局
	○民生委員・児童委員、主任児童委員研修	こども未来局 保健福祉局
	○アミカス相談室における相談	市民局
○ひとり親家庭支援センターにおいて実施する講座などの充実や職業安定所等との密接な連携により就業を支援するとともに、子育てと仕事の両立など、自立に向けた生活の支援に取り組みます。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ○ひとり親家庭就業支援事業 ○就業支援講習会	こども未来局
○ひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。	○ひとり親家庭自立支援給付金事業 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ○児童扶養手当	こども未来局
	○就学援助	教育委員会
	○市営住宅におけるひとり親家庭優遇措置	住宅都市局



31 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援

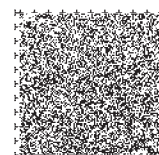
具体的施策の内容	事業名	担当局
<p>○区地域保健福祉課、いきいきセンターふくおか(地域包括支援センター)において、高齢者の権利擁護についての相談・支援を行います。</p> <p>○単身高齢者、認知症の人及び障がい者等への生活支援体制を充実させるため、高齢者施設の整備、成年後見制度の活用促進、高齢者及び障がい者虐待や消費者被害の防止に関する諸制度の活用による支援を進めます。</p>	<p>○いきいきセンターふくおか運営(地域包括支援センター事業)</p> <p>○成年後見制度利用支援事業(高齢者)</p> <p>○障がい者成年後見事業</p> <p>○福岡市障がい者基幹相談支援センター(虐待防止センター)</p> <p>○福岡市消費生活センターにおける消費生活相談</p> <p>○特別養護老人ホーム等施設整備費助成事業</p>	保健福祉局 市民局
<p>○人権を尊重し、多様性を認め合う社会となるよう、講演会や講座などを開催し、啓発に取り組みます。</p>	<p>○人権総合講座</p>	市民局

32 経済的な困難を抱えた人の自立支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
<p>○生活自立支援センターにおいて、経済的に困窮した方からの相談を受け、各種関係機関と連携しながら経済的な自立を支援します。</p>	<p>○福岡市生活自立支援センターにおける相談</p>	保健福祉局

33 在住外国人への支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
<p>○在住外国人の相談対応や情報提供を行います。</p> <p>○在住外国人への日本語教育を推進します。</p>	<p>○福岡市外国人総合相談支援センター(相談・情報提供)</p> <p>○区役所での転入手続き時における外国人向けの生活ガイダンス</p> <p>○区役所・相談窓口における電話通訳の活用(電話通訳一括導入)</p> <p>○日本語習得の支援、情報提供</p>	総務企画局
	<p>○在住外国人支援のための講座</p>	市民局
<p>○在住外国人向けに出産・育児に関する情報提供や支援を行います。</p>	<p>○外国語版の母子健康手帳や乳幼児健康診査票の配布</p> <p>○保健師等の訪問指導や面談時における電話通訳の活用</p>	こども未来局



基本目標③

仕事と生活の調和が実現した社会

目指す姿

従来の働き方が制度・意識の両面から改善され、誰もが働く場における責任を果たすとともに、多様な働き方の選択などにより、仕事と生活の調和を図りながら、家事・育児、介護、地域活動などにおいて責任と充実感を分かち合い、男女が共に暮らしやすい社会を目指します。

働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりが健康でよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指して働き方改革が進む中、残業が減るなど働きやすくなったと感じる労働者も増えており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みが成果を上げています。

一方で、平成30(2018)年度の「市政に関する意識調査」では、共働きである・ないにかかわらず、主に家事を担っていると回答した女性は約8割に達し、育児についても女性が主に担うなど、依然として家事・育児が女性に偏っている状況がうかがえます。

配偶者(パートナー) がいる家庭の役割分担(炊事・掃除・洗濯などの家事)

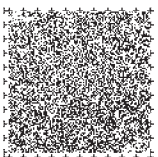
(%)

		主に自分	自分と配偶者(パートナー)が同じくらい	主に配偶者(パートナー)	主に配偶者(パートナー)以外の家族	家族以外の人に依頼	あてはまらない	無回答
全体		49.5	12.1	35.3	1.1	0.3	0.8	1.0
女性	女性計	82.6	10.5	3.4	1.3	0.4	0.6	1.3
	共働きである	80.5	13.6	2.5	1.3	0.4	1.1	0.4
	共働きでない	85.3	6.5	4.5	1.1	0.3	—	2.3
男性	男性計	4.5	14.1	78.6	0.9	0.2	1.0	0.7
	共働きである	4.1	19.2	74.9	0.4	0.4	1.1	—
	共働きでない	4.9	9.7	81.9	1.3	—	1.0	1.3

資料:平成30年度 市政に関する意識調査

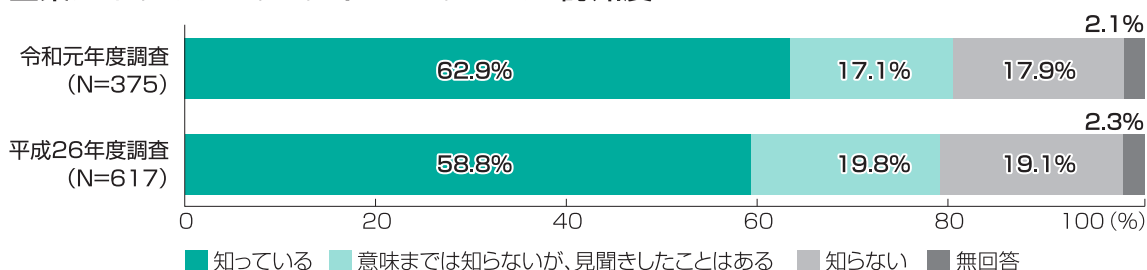
また、男性の育児休業の取得については、低水準ではあるものの増加傾向にあります。民間調査によると、育児休業を取得した男性の3人に1人が、1日に2時間以下しか家事・育児をしていないという、いわゆる「とるだけ育休」が問題になるなど、その中身・質の向上が課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性だけでなく男性にも優しい社会へとつながるものであり、変化しつつある男性の意識をさらに向上させ、行動の変容へとつなげていくため、家事・育児、さらには介護などの家庭生活に加え、地域活動などにおいても、男性が積極的な役割を果たすよう、地域や市民団体、企業などと連携しながら取組みを進めます。

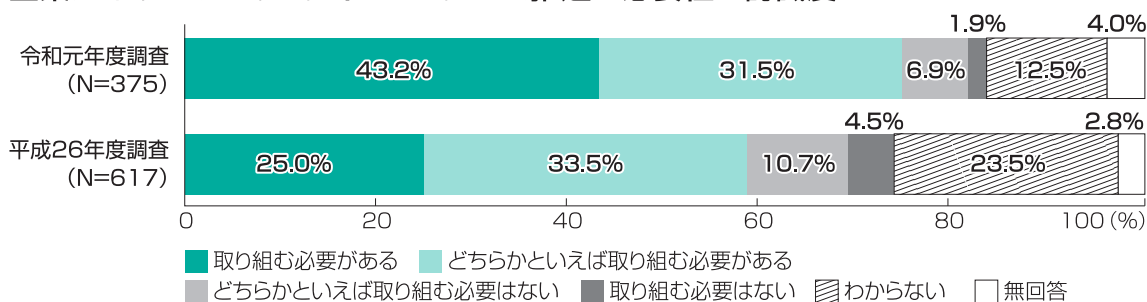


また、企業にとって、優秀な人材の確保、定着、意欲の向上、最終的には業績の向上へと結びついていくものと考えられ、大きなメリットがあります。令和元(2019)年度の「市女性活躍推進に関する事業所等実態調査」において、ワーク・ライフ・バランスについての市内事業所の認知度は、62.9%に留まっているものの、ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組みの必要性に対する意識は5年前の前回調査から大幅に増加しており、機運が高まっている状況にあります。

企業におけるワーク・ライフ・バランスの認知度



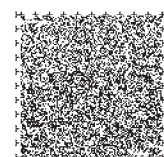
企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認知度



資料：令和元年度 市女性活躍推進に関する事業所等実態調査
平成26年度 市女性労働実態調査

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、テレワークやICTの活用などによる、これまでのやり方に囚われない働き方に対する意識が高まりつつあります。

今後、育児や介護に加え、ダブルケアや本人の病気治療など、仕事との両立の支援を要する様々な理由を抱えた労働者が一層増えることも予想される中、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、企業への働きかけなどの啓発を進めていくことが必要です。



基本目標③

仕事と生活の調和が実現した社会

[福岡市働く女性の活躍推進計画(第2次)]

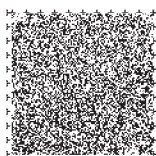


施策の方向 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- ◆男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、企業における長時間労働の見直しや多様で柔軟な働き方の普及を促進するために、啓発や支援を進めます。
- ◆男性が家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、啓発や支援に取り組みます。

34 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○企業の経営者などに対し、先存取組み事例の紹介や取組むメリットの提案により啓発を行い、長時間労働の改善やテレワーク等の多様で柔軟な働き方の普及を図ります。 ○ワーク・ライフ・バランス推進に向けた企業の取組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト推進事業 ○社会貢献優良企業優遇制度(次世代育成・男女共同参画支援事業) ○企業向け講演会、セミナー ○テレワークセミナー ○男性の育児休業取得促進 	市民局
	○ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業	経済観光文化局
○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定が努力義務となっている企業を対象に、計画策定の支援を行います。	○一般事業主行動計画策定支援	市民局
○毎月1～7日を“[い～な]ふくおか・子ども週間”とし、個人や企業、地域コミュニティなどが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組めます。	○市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局



35 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供

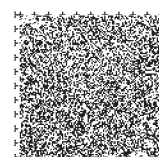
具体的施策の内容	事業名	担当局
○育児・介護休業法や労働基準法など関係制度について、広報・啓発、情報提供に努めます。	○市ホームページ等での情報提供	市民局
	○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局
	○働く人の介護サポートセンター事業	保健福祉局

36 市役所における意識啓発

具体的施策の内容	事業名	担当局
○全ての職員がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、「福岡市特定事業主行動計画」に基づく、職業生活と家庭生活の両立支援策を推進するとともに、研修などを通じた意識啓発に取り組みます。	○ワーク・ライフ・バランスに関する研修 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく職業生活と家庭生活の両立支援策の推進	総務企画局

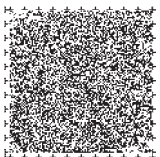
37 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男性の家事・育児・介護などへの参画を促進するため、結婚、出産などの機会を捉え、男性にも共感できる意識啓発に取り組みます。	○家事・育児シェア	市民局
	○働くママとパパのマタニティスクール	こども未来局
	○「これからパパとママになるあなたに」城南区オリジナルリーフレットの母子健康手帳交付時配付	区役所(城南)
○アミカスや地域など、様々な場における男性自身の意識啓発を目的とした講座や情報の提供など、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する取組みを進めます。	○ワーク・ライフ・バランス推進講座 ○共創自治協議会事業 ○公民館における男女共同参画学習講座(主に男性を対象とするもの)	市民局
	○校区における男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援	区役所
	○市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局



38 男性相談の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談の充実を図ります。	○男性のための相談ホットライン	市民局



施策の方向 2 子育て・介護支援の充実

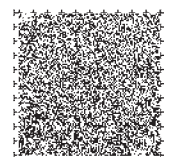
◆保育サービスや地域における子育て支援、介護支援を充実させ、誰もが安心して仕事と育児や介護を両立できる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた基盤づくりを進めます。

39 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実

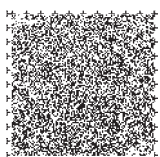
具体的施策の内容	事業名	担当局
○保育需要に的確に対応するため、多様な手法により保育の提供体制を確保します。	○保育所等整備の推進 ○企業主導型保育促進事業 ○幼稚園2歳児受入れ促進事業	こども未来局
○共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みます。	○延長保育、一時保育、休日・夜間保育 ○病児・病後児デイケア事業 ○一時預かり事業 ○子どもショートステイ（子育て短期支援事業） ○特別支援保育（さぼ～と保育）事業 ○留守家庭子ども会	こども未来局
○ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や相談・支援を行います。	○子育て支援コンシェルジュ	こども未来局

40 子育て支援の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。	○子どもプラザ ○ファミリー・サポート・センター事業 ○地域子育て交流支援事業 ○地域子ども育成事業 ○区子育て支援推進事業	こども未来局
	○公民館における主催事業の実施（乳幼児ふれあい教室、子育てサポーター養成講座） ○世代ギャップ解消支援	市民局
	○子育て支援に関する主催事業	区役所(城南)
○社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及に取り組みます。	○市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局

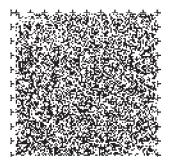


具体的施策の内容	事業名	担当局
○託児付で事業を実施し、子育て中の男女の支援に努めます。	○アミカスにおける託児の実施	市民局
○各区役所を子ども家庭総合支援拠点として在宅支援体制を強化し、身近な場所における子ども等の相談対応から通所、在宅支援サービスによる専門的な支援までの継続的なソーシャルワーク機能を強化します。 ○子ども家庭支援センターの増設を検討するなど専門的な通所相談機能の充実に取り組みます。 ○こども総合相談センターにおいて、必要な体制を確保し、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係不良の深刻化などに関する専門的な支援・介入に取り組みます。	○区子ども家庭総合支援拠点 ○子ども家庭支援センター ○こども総合相談センター	こども未来局
○妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させ、児童虐待の未然防止に取り組むとともに、虐待を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などにより児童虐待の再発防止に取り組みます。	○児童虐待防止事業 ○虐待防止等強化事業（養育支援訪問事業等） ○産前・産後母子支援事業 ○子どもショートステイ（子育て短期支援事業）	こども未来局
○関係機関の連携により、支援を要する児童への支援や、虐待防止に向けた広報、啓発活動などに取り組みます。	○要保護児童支援地域協議会等による支援 ○子ども虐待防止活動推進委員会による活動	こども未来局
○妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者等が安心・安全に外出することができるまちづくりを推進します。	○バリアフリーのまちづくり推進	保健福祉局
	○公共交通バリアフリー化促進事業	住宅都市局
○住宅困窮度の高い子育て世帯が市営住宅に入居しやすくするための取組みを行います。	○市営住宅における子育て世帯優遇措置	住宅都市局



41 介護支援の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
<p>○高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられるよう、地域における身近な総合相談機能の充実に努めるとともに、介護予防を推進し、自宅での自立支援や介護者の負担軽減を図ります。</p>	<p>○介護保険事業 ○地域支援事業及び要援護高齢者の在宅支援サービス ○いきいきセンターふくおか運営(地域包括支援センター事業) ○ふれあいネットワーク事業 ○ふれあいサロン</p>	<p>保健福祉局</p>
<p>○働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう、相談・支援を行います。</p>	<p>○働く人の介護サポートセンター事業</p>	<p>保健福祉局</p>



基本目標4

働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

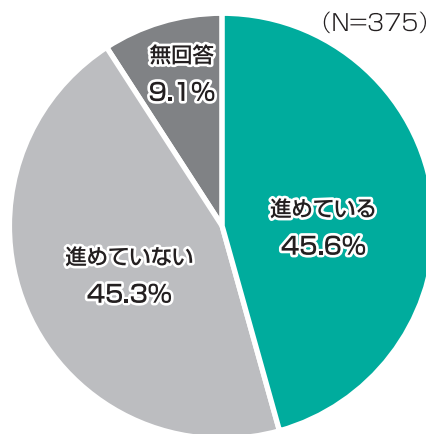
目指す姿

男女の待遇や教育、昇進等の機会が均等に確保されるなど、企業において女性活躍の取組みが進み、女性がそれぞれに望むキャリアパスを描いて働き続けることができる職場環境がにつくられ、男女がその能力を発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会を目指します。

平成29(2017)年の「就業構造基本調査」における福岡市の25歳から44歳までの女性の有業率は74.2%で、平成24(2012)年調査の70.3%と比較して3.9ポイント増加しています。法制面の整備が進んだことなどもあり、いわゆるM字カーブは着実に解消されつつありますが、結婚、出産などを機に仕事を中断し、その後、非正規で就労する女性が多くなっており、働く女性のうち非正規雇用が57.6%を占めています。非正規雇用が女性側の多様なニーズに応えているという面もありますが、正規雇用を望んでも、いったん離職すると正規での雇用が難しいのが実情です。新型コロナウイルス感染症の影響により、女性だけでなく、全体の雇用環境が長期的に悪化する懸念が出てきています。

また、令和元(2019)年度の市女性活躍推進に関する事業所等実態調査において、女性活躍の取組みを「進めている」と回答した事業所は45.6%で、「進めていない」の45.3%とほぼ同率になっており、企業における対応の遅れが目立っています。

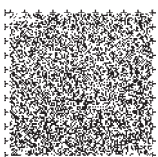
女性活躍の取組みを進めている事業所の割合



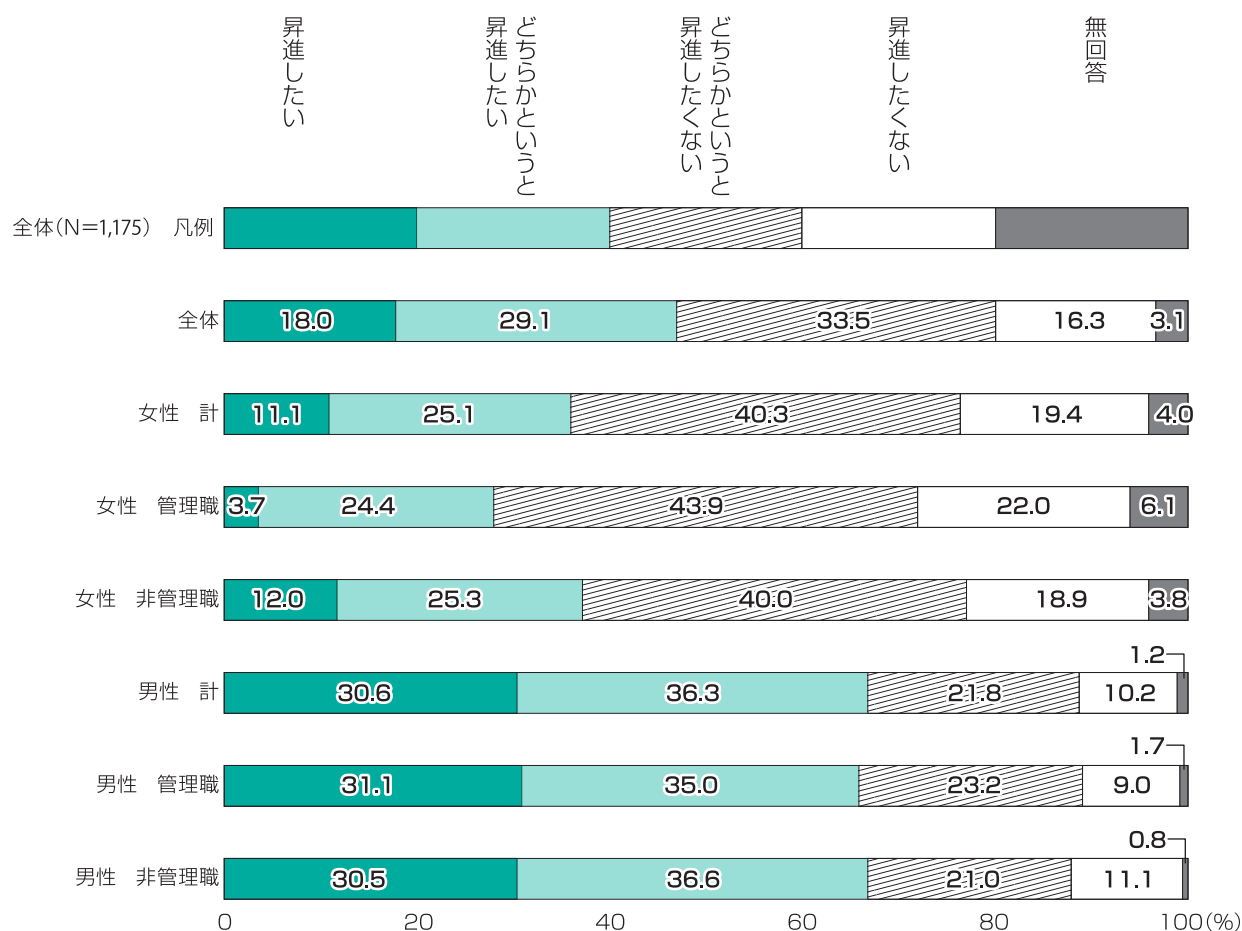
資料：令和元年度 市女性活躍推進に関する事業所等実態調査

一方で、昇進したいと考える女性の割合において、男性の66.9%に対し、36.2%と大きな差が見られるなど、女性自身の意識にも課題があることがうかがわれます。

こうした状況の中で、企業における女性の管理職割合は11.3%にとどまるなど、女性の能力の発揮は十分とは言えない状況であり、働く場における男女間格差は未だに解消されていません。



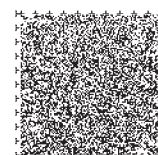
正社員における昇進意向



資料：令和元年度 市女性活躍推進に関する事業所等実態調査

女性が働き続けられる環境整備に向けた企業への働きかけや、女性活躍を推進する事業者、業界に対する支援、女性リーダー育成に向けた企業の先進事例に関する講演などを行うとともに、女性の意識改革に向けた研修や、能力向上のための講座を実施するなど、女性が自信をもって自らのキャリアパスを描けるよう、企業における人材育成の支援を充実させます。

また、労働関係情報の提供や就業意識の啓発、再就職支援を行うほか、趣味や特技を生かした「プチ起業」から、本格的な会社の設立まで、様々なレベルでの起業を支援するなど、女性のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を支援する取組みを進めていきます。



基本目標4

働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

[福岡市働く女性の活躍推進計画 (第2次)]



施策の方向 1 働く場における女性活躍推進の支援

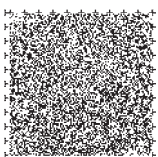
- ◆多様性を受け入れ個性を活かすダイバーシティ&インクルージョンの考え方を組織において広く浸透させ、女性をはじめとした多様な人材が能力を発揮できる社会となるよう、女性活躍に取り組む企業を評価する取組みや企業における女性のキャリアアップ支援などを行います。
- ◆女性がキャリアパスを描いて働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、支援を行います。

42 企業に対するダイバーシティを見据えた女性活躍推進の取組み支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○企業の経営者などに対し、多様な人材が活躍できる社会に向けて、女性活躍推進の先進取組み事例の紹介や取組むメリットの提案による啓発を行うとともに、さらに企業の見える化を進め、テレワーク等の多様で柔軟な働き方の普及など女性が活躍できる環境を整えます。 ○男女の固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、誰もが持つ無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による悪影響が生じないように、意識改革と理解の促進に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふくおか女性活躍NEXT 企業見える化サイト推進事業 ○社会貢献優良企業優遇制度(次世代育成・男女共同参画支援事業) ○企業向け講演会、セミナー ○テレワークセミナー 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている企業を対象に、計画策定の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般事業主行動計画策定支援 	市民局

43 働く女性のキャリアアップ支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○企業の女性を対象としたキャリアアップや能力向上に向けた講座・研修を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性のキャリア形成支援セミナー 	市民局



44 働く女性への労働に関する広報と情報提供

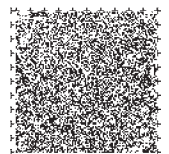
具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働基準法等法制度の周知を含めた労働関係情報の提供を行います。	○女性のための支援講座 ○市ホームページ等での情報提供	市民局
	○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局

45 相談の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○働く女性が抱える様々な悩みに対する相談機能の充実を図ります。 ○働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう相談・支援を行います。	○アミカス相談室における相談	市民局
	○働く人の介護サポートセンター事業	保健福祉局

46 農林水産業の分野における女性の参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○農林水産業に従事する女性の活動や、女性農業者の育成を支援します。	○女性農業者活躍支援事業 ○農業女子チャレンジ応援事業	農林水産局



施策の方向 2 女性の就業・起業支援

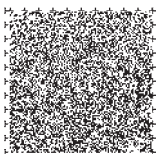
◆働きたい女性がライフスタイルやライフステージに応じて、多様な働き方ができるよう、関係機関と連携し、就業や再就職の支援を行うとともに、女性の起業を支援します。

47 就業意識の啓発と職業能力の向上

具体的施策の内容	事業名	担当局
○女性がライフイベントを経ても希望に応じた働き方ができるよう就業意識の啓発を行います。 ○パソコンや簿記等、各種資格取得や技能習得のための講座などを通じて、女性の就業や職業能力の向上を支援します。	○女性のキャリア形成支援セミナー ○資格・技能習得講座	市民局
	○資格・技能習得講座	経済観光文化局
○ひとり親家庭に対し、資格取得に向けて給付金の支給を行うとともに、就業に結びつく技能取得の講座を行います。	○就業支援講習会（ひとり親家庭支援センター） ○ひとり親家庭自立支援給付金事業	こども未来局

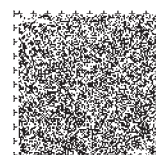
48 女性の起業支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○起業を目指す女性を対象とした、起業及び事業経営に必要な知識・手法を学ぶセミナーや交流会などを実施します。	○女性の起業支援セミナー	市民局
○スタートアップの裾野を広げるための「敷居の低い」空間を提供するとともに、専門家による起業相談や起業創業に関するイベント・セミナーの開催など、創業から人材確保までのワンストップ支援を行います。	○スタートアップカフェの運営	経済観光文化局
○女性起業家を対象とした、長期・低利・固定の「女性スタートアップ資金」による資金調達の支援を行います。	○福岡市商工金融資金制度「女性スタートアップ資金」による資金調達の支援	経済観光文化局



49 再就職の支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○就職に関する情報提供や講座の開催など、国や県と連携して女性の再就職を支援します。	○女性の就職支援セミナー	市民局
	○ひとり親家庭就業支援事業 ○就業支援講習会 (ひとり親家庭支援センター)	こども未来局
	○福岡市就労相談窓口事業	経済観光文化局



基本目標5

あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

目指す姿

市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、男女共同参画の視点をもって、身近な暮らしの場での地域課題の解決に取り組むことにより、様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。

世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report2020」によると、我が国の男女共同参画の国際的な指標の一つであるGGI(ジェンダー・ギャップ指数)は153か国中121位で過去最低となりました。特に、政治分野が144位、経済分野が115位で、国会議員や官僚、企業における管理職などの男女格差が大きいことが要因となっています。

このような中、平成30(2018)年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、女性の参画促進に向けた法整備が進んでいます。

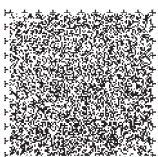
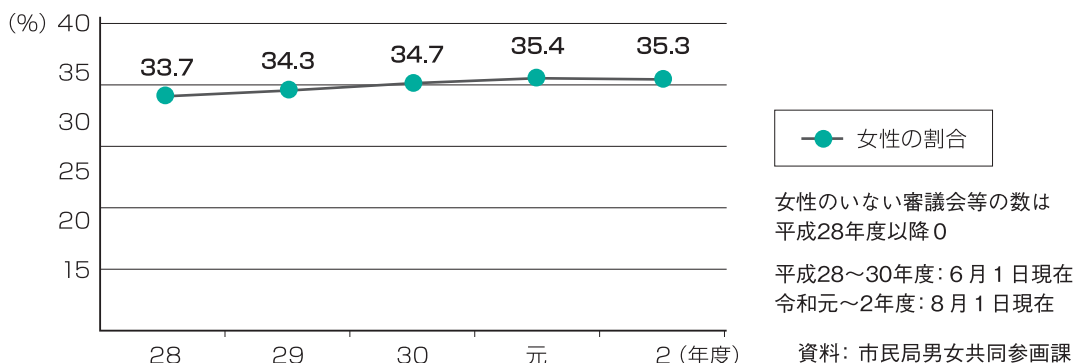
福岡市では、第3次基本計画の数値目標として、令和2(2020)年度までに女性委員のいない審議会等の解消、審議会等委員への女性参画率40%、市役所における女性管理職比率15%程度を設定し、取組みを進めてきました。

女性委員のいない審議会等は、平成28(2016)年度に解消されたものの、審議会等における女性委員の参画率は、令和2(2020)年8月1日現在35.3%にとどまり、目標には届きませんでした。

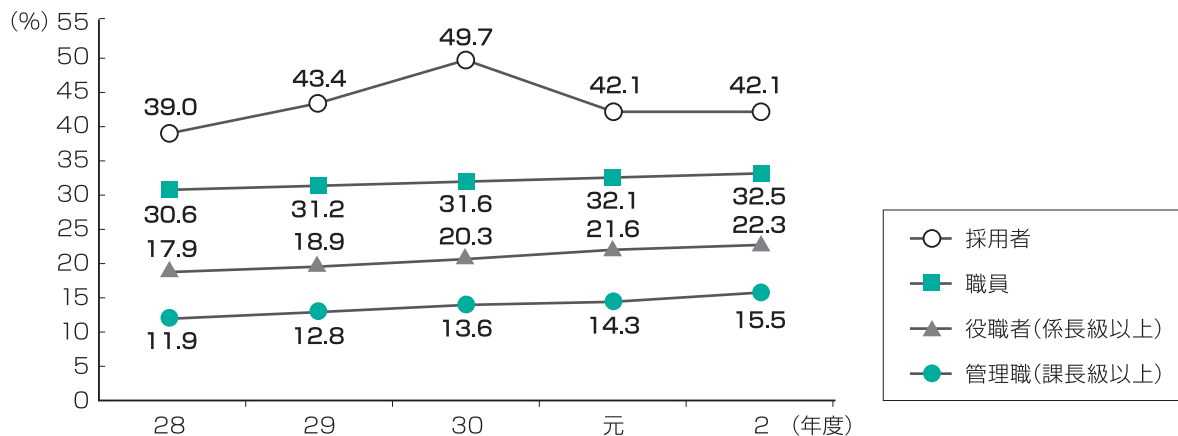
市役所における女性管理職比率については、令和2(2020)年5月1日現在で15.5%と目標に到達したものの、一層の取組みが求められています。

また、地域における諸団体の長への女性就任比率は、日常的な地域活動への女性の活発な参画に比して、令和2(2020)年7月1日現在22.3%という低い数値になっており、女性が「長」という立場に立つことを阻害する、社会通念、慣行、偏った意識や制度、女性自身の意識の問題があるものと考えられます。

福岡市の審議会等委員への女性の参画状況の推移



福岡市職員における女性の割合の推移



注1：採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験(上級、中級及び初級)の一般行政職(ただし、学校事務、文化財専門職及び化学技術は除く)

注2：採用者の数は採用年度ベース。令和2年度については5月1日現在の数

注3：職員数及び役職者数は5月1日現在の数

※旧県費負担教職員除く

資料：総務企画局人事課

地域における諸団体の長への女性の参画状況(福岡市)

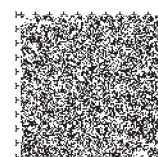
(各年7月1日現在)

団体名	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	令和2年度		
		女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	総数 (人)	女性数 (人)	女性の割合 (%)
自治協議会(自治連合会)(※)		2.0	4.0	4.7	6.7	6.7	151	11	7.3
公民館長		23.3	24.7	24.7	25.9	26.5	147	42	28.6
青少年育成連合会(※)		26.2	30.2	28.7	28.7	27.8	159	49	30.8
交通安全推進委員会(※)		6.1	5.4	6.0	8.1	7.4	124	12	9.7
体育振興会(※)		7.4	9.4	10.0	6.7	7.3	151	10	6.6
ごみ減量・リサイクル推進会議(※)		16.1	16.2	18.0	16.6	17.8	148	23	15.5
人権尊重推進協議会(※)		13.2	19.4	20.8	21.1	21.2	146	32	21.9
社会福祉協議会		30.3	30.3	29.5	33.3	34.9	146	56	38.4
老人クラブ連合会		6.3	7.7	7.9	8.6	11.7	135	14	10.4
子ども会育成連合会		43.6	46.5	44.8	42.2	43.0	85	42	49.4
市立小学校PTA		4.9	3.5	4.9	5.9	6.3	144	10	6.9
市立中学校PTA		4.3	6.0	4.3	4.5	7.2	65	1	1.5
地区民生委員・児童委員協議会		67.3	68.3	69.7	68.8	70.6	111	79	71.2
合計		18.2	19.7	20.1	20.5	21.1	1,712	381	22.3

(参考)男女共同参画協議会	93.2	95.2	90.5	91.2	89.9	148	131	88.5
---------------	------	------	------	------	------	-----	-----	------

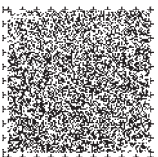
※団体の名称は各校区により異なるため、一般的に使用されている名称を記載している
 (「自治連合会」は「自治協議会」未設校区のみカウント)

資料：市民局男女共同参画課



政策・方針決定過程には、女性をはじめとする多様な視点の反映が必要であり、審議会等への女性の参画率向上を図るため、きめ細かな対応を充実させるとともに、女性職員が政策立案業務に積極的に参画できるよう、キャリア形成支援や長時間労働を前提としない働き方の徹底など、女性が活躍できる環境づくりを進めていきます。

また、まちづくりの共働パートナーである自治協議会においても、男女共同参画協議会等をはじめ、地域の様々な場で活動している女性に学習や交流の機会を提供するなど、地域の自主性を尊重し、共感を得ながら、意思決定過程への女性の参画を進めていきます。



基本目標5

あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会



施策の方向 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

◆市の施策展開に多様なニーズを反映するため、市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

50 審議会等への女性の参画促進

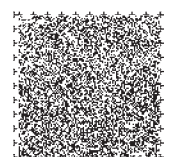
具体的施策の内容	事業名	担当局
○審議会等委員の改選期の事前協議を実施し、審議会等の女性の参画率を公表します。	○審議会等への女性委員参画のための事前協議	市民局

51 市役所における男女共同参画の推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のチャレンジ支援と、男女ともに職業生活と家庭生活が両立できる働きやすい職場環境づくりを進めます。 ○長時間労働を前提としない働き方の徹底や、管理監督者をはじめとする職員の意識改革、男性職員の家事育児参画の促進などの取組みを推進します。 ○研修企画課が実施する研修や職場研修など、あらゆる研修の機会を捉えて、市職員の男女共同参画への理解を深め、市政の各場面で男女共同参画の視点を持って施策を展開するよう、啓発を進めます。	○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員活躍の推進 ○市職員の男女共同参画に関する研修	総務企画局
	○男女共同参画推進協議会・幹事会 ○人権啓発推進者研修 ○「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知と理解の徹底 ○男女共同参画推進担当者研修	市民局
	○女性教職員の管理職登用の促進	教育委員会

52 政治分野における女性の参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○女性を対象に、政治への関心と理解を深める講座などを実施します。	○女性のための支援講座	市民局



施策の方向 2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進

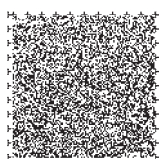
◆少子・高齢化や共働き世帯・単身世帯が増加するなか、地域活動に多様な視点が反映されるよう、地域の諸団体の長への女性の参画を促進します。

53 自治協議会等への女性役員の参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○自治協議会等の新たな役員を対象に、地域活動における男女共同参画の必要性についての理解を深める啓発を行います。	○地域における諸団体の長への女性の就任率調査 ○自治協議会等への啓発	市民局

54 地域の女性リーダー育成と活動支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○地域活動における事業の企画・立案、男女共同参画に関する研修などの支援を行います。 ○地域活動に参画している女性を対象に、リーダーに求められる資質向上のための学習の機会を提供する事業を実施します。	○男女共同参画地域づくり事業(地域女性活躍チャレンジ塾) ○アミカス地域支援事業	市民局



第3部

資料

- 1 福岡市男女共同参画基本計画(第4次)策定経過
- 2 市民参加の状況(市民意見募集及び地域からの意見募集)
- 3 福岡市男女共同参画審議会 委員名簿
- 4 福岡市男女共同参画を推進する条例
- 5 福岡市男女共同参画を推進する条例施行規則
- 6 男女共同参画社会基本法
- 7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 10 男女共同参画の推進に関する施策等に対する苦情の処理
- 11 用語解説
- 12 男女共同参画に関する国内外の主な動き

1 福岡市男女共同参画基本計画(第4次)策定経過

○令和2年 1月24日	第8期 第3回 審議会 ●諮問
○令和2年 3月27日	第4回 審議会 ●第3次基本計画のふりかえり(成果、課題) ●第4次基本計画の目指す姿、基本目標、数値目標について
○令和2年 6月 8日	第1回 福岡市男女共同参画推進協議会幹事会(書面開催) ●庁内における第4次基本計画(案)の検討
○令和2年 6月29日	第6回 審議会 ●第4次基本計画(案)について
○令和2年 6~7月	地域の意見募集 ●自治協議会、男女共同参画協議会等からの意見募集
○令和2年 7月30日	第7回 審議会 ●第3次基本計画の評価
○令和2年 8月12日	第2回 福岡市男女共同参画推進協議会幹事会(書面開催) ●第4次基本計画原案について
○令和2年 8月19日	福岡市男女共同参画推進協議会 ●第4次基本計画原案について
○令和2年 9月11日	「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に基づく議会(委員会)報告
○令和2年10月 9日	第9期 第1回 審議会 ●第4次基本計画原案(パブリック・コメント案)について
○令和2年11月~12月	市民意見募集(パブリック・コメント) 募集期間：11月5日~12月4日
○令和3年 2月 2日	第2回 審議会 ●原案に寄せられた市民意見及び意見に対する審議会の考え方について ●第4次基本計画答申案について
○令和3年 2月25日	答申

2 市民参加の状況(市民意見募集及び地域からの意見募集)

○市民意見募集（パブリック・コメント手続）

- 1 実施機関 福岡市男女共同参画審議会
- 2 意見募集期間 令和2年11月5日～12月4日
- 3 意見の提出状況 (1) 意見提出数 33通
(2) 意見件数 133件
(3) 意見分類 下記のとおり

総数		133	(12)
1	基本計画全般	1	(0)
2	計画総論	53	(4)
	(1) 計画策定にあたって	9	(1)
	(2) 第4次基本計画の基本的考え方	44	(3)
3	計画各論	79	(8)
	(1) 基本目標1	24	(1)
	(2) 基本目標2	DV基本計画該当分	9 (1)
		DV基本計画を除く	15 (3)
	(4) 基本目標3	7	(0)
	(5) 基本目標4	12	(2)
	(6) 基本目標5	12	(1)

※()内はいただいたご意見を踏まえ、原案を修正した件数

○地域（自治協議会等）からの意見募集

- 1 実施機関 福岡市
- 2 意見募集期間 令和2年6～7月
- 3 意見の提出状況 192通

3 福岡市男女共同参画審議会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
池 内 比呂子	株式会社テノ.ホールディングス 代表取締役社長	
石 田 淳	弁護士	(委員)
石 森 久 広	西南学院大学副学長	
岩 崎 玲 子	社会福祉法人福岡県母子福祉協会 事務局長	
川 上 忍	福岡市立中学校校長会代表 (玄洋中学校校長)	
岸 智 子	公募委員	(委員)
北 村 淳 子	連合福岡・福岡地域協議会代表	
国 広 奈穂子	福岡市七区男女共同参画協議会会長	
境 正 義	福岡商工会議所専務理事	副会長 (部会長)
手 嶋 一 雄	株式会社福岡放送報道局報道部 部長 兼 北九州支局長	
波多江 真 一	福岡市PTA協議会副会長	(委員)
益 村 眞知子	九州産業大学名誉教授	会 長
松 本 早 苗	公募委員	
丸 岡 良 光	福岡市自治協議会等7区会長会代表	
室 谷 留 美	福岡労働局雇用環境・均等部長	
森 川 友 子	九州産業大学人間科学部臨床心理学科 教授	(副部会長)
安 木 隆	株式会社西日本シティ銀行地域振興本部 主任調査役	

※()は苦情処理部会

※令和3年2月25日答申日現在

4 福岡市男女共同参画を推進する条例

平成16年3月29日条例第5号

改正 平成17年3月31日条例第99号

目次

前文
第1章 総則（第1条—第8条）
第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第9条・第10条）
第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第11条—第25条）
第4章 施策に対する苦情の処理（第26条）
第5章 福岡市男女共同参画審議会（第27条—第32条）
第6章 雑則（第33条）
附則

日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我国では、国際的な連携のもと、法令の整備をはじめ、男女平等の実現に向けた取組がなされてきた。

福岡市においても、こうした国際社会や国の動向を踏まえ、男女平等の促進や女性の社会参画の支援などを積極的に進めてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化、家族形態の多様化、地域社会の変化に対応し、本市が目指す自由かつ達で人輝く自治都市・福岡を形成していくうえでも、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような認識のもと、男女共同参画の推進に関する基本理念を明らかにし、市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、市と市民が協力して取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、自治組織及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を形成することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う者をいう。
- (4) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策、民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協調のもとに行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付けるとともに、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、社会経済活動における影響力の大きさその他その役割の重大性にかんがみ、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の役割)

第7条 自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることにかんがみ、地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第8条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画についての適切な理解を深めるために果たすべき役割の重要性にかんがみ、教育を行うに当たっては、学校、家庭、地域等との連携を図りながら、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による差別的取扱いの禁止)

第9条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

(配偶者等への暴力等の禁止)

第10条 何人も、配偶者等に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によって相手の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手の対応を理由に不利益を与える行為をいう。以下同じ。)その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為を行ってはならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(福岡市男女共同参画基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「福岡市男女共同参画基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 福岡市男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、福岡市男女共同参画基本計画を策定しようとするときは、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、福岡市男女共同参画基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、福岡市男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表)

第12条 市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(政策の立案及び決定の過程への男女共同参画)

第14条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 附属機関その他これに準じる合議制の機関の委員を委嘱し、又は任命する場合には、当該機関における男女の数の均衡を図るよう努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保、勤務環境の整備等に努めること。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施のために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(事業者への支援等)

第16条 市は、事業者に対し、男女共同参画の推進のための積極的な取組を促すため、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たって必要があると認める場合は、事業者に対し、その者の事業に係る男女共同参画の状況を報告することその他必要と認める協力を求めるものとする。

(自治組織への支援)

第17条 市は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程への男女共同参画の推進を図るため必要な支援その他男女共同参画の推進のための支援を行うものとする。

(市民及び団体への支援)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び団体に対し、当該活動について、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第19条 市は、男女が共に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(性及び妊娠、出産等に関する理解並びに健康の保持に対する支援)

第20条 市は、男女が対等な関係のもとに、性及び妊娠、出産等に関する事項について互いの理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(暴力等の防止及び被害者等への支援)

第21条 市は、配偶者等からの暴力及びセクシュアル・ハラスメントを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談への対応)

第22条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、市民等（市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学をする者をいう。以下同じ。）から相談があった場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第23条 市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報、啓発及び教育の充実に努めるものとする。

(国際的協調)

第24条 市は、アジア地域をはじめ海外諸地域の人々との情報交換その他男女共同参画の推進に関する国際的な相互協力を円滑に進めるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第25条 福岡市男女共同参画推進センター条例（昭和63年福岡市条例第8号）第1条の規定により設置された福岡市男女共同参画推進センターは、市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設とする。

（平成17条例99・一部改正）

第4章 施策に対する苦情の処理

(施策に対する苦情の処理)

第26条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて、適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の申出をした市民等に対し、当該申出に係る意見及び講じた措置の内容を通知しなければならない。

第5章 福岡市男女共同参画審議会

(設置)

第27条 市長の附属機関として福岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属せられた事務

(組織及び委員)

第29条 審議会は、市長が任命する委員20人以内をもって組織する。

- 2 市長は、委員の一部については、公募に基づいて任命するものとする。
- 3 委員のうち男女いずれか一方の委員の数は、審議会の委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第30条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第32条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第6章 雑 則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4章及び第5章の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第99号により平成16年10月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第11条第1項の規定により策定された福岡市男女共同参画基本計画とみなす。

附 則 (平成17年3月31日条例第99号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

5 福岡市男女共同参画を推進する条例施行規則

平成16年8月12日規則第100号

最終改正：平成29年3月30日規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市男女共同参画を推進する条例（平成16年福岡市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(申出の方式)

第3条 条例第26条第1項の苦情の申出（以下「申出」という。）は、苦情申出書（別記様式）を市長に提出して行うものとする。

(苦情申出書受理時の処理)

第4条 市長は、苦情申出書が提出された場合において当該申出の内容が次のいずれかに該当するもの以外のものであるときは、当該申出について条例第26条第1項の措置の必要性についての判断（以下「苦情申出に対する判断」という。）を行うものとする。

- (1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
- (2) 現に不服申立てがなされている事案に関するもの
- (3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの
- (4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

2 申出が不適法であって補正をすることができないものであるとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、市長は、申出人に対し、書面により、その旨及び苦情申出に対する判断を行わない旨を通知するものとする。

(平成28規則46・平成29規則63・一部改正)

(審議会への意見聴取の依頼)

第5条 市長は、申出が適法であり、かつ、その内容が前条第1項各号に該当しないときは、福岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に対し、条例第26条第1項の規定に基づき、当該苦情に対する意見を求めるものとする。

2 市長が、前項の規定による依頼をするときは、苦情に係る施策の内容及び実施状況並びに苦情に係る事案の事実経過について調査し、その結果を記載した書面を審議会に送付するものとする。この場合において、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、市長は、当該執行機関に依頼して必要な調査を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による依頼をしたときは、申出人に対し、その旨を通知しなければならない。

(申出人の出席等)

第6条 審議会（審議会が、条例第32条第6項の規定により、当該苦情に対する意見を述べることを部会の決議をもって行うこととしたときは、部会。以下次条から第9条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、申出に係る施策に関し、申出人及び申出に係る市の執行機関（以下「申出人等」という。）並びに関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(意見書の提出)

第7条 申出人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(意見の陳述)

第8条 審議会は、申出人等から申立てがあったときは、当該申出人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付)

第9条 審議会は、答申書を市長に送付して意見を述べるものとする。

2 市長は、審議会から答申書が送付された場合において、当該答申書に記載された意見が他の執行機関と関係があるときは、答申書の写しを当該執行機関に送付するものとする。

(市長等の措置)

第10条 市長は、審議会の答申書を受理したときはこれを尊重し、かつ、事案の内容に即して、苦情申出に対する判断を行う。

2 条例第26条第1項の市長が行う措置は、施策の変更、施策に関する取扱いの是正、施策に関する検討その他の措置（当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、当該執行機関に対して適切な措置を講じるよう求める依頼）とする。

3 市長以外の執行機関は、前項の依頼があったときは、これに対する措置の有無及び講じた措置があるときはその内容を市長に報告しなければならない。

4 条例第26条第2項の通知は、書面により行うものとする。

5 市長は、条例第26条第1項の措置の必要性がないと判断したときも、同条第2項及び前項の規定の例により、申出人に対しその旨を通知するものとする。

6 市長は、第3項の規定による報告があったときは、申出人に対しその内容を通知するものとする。

(審議会の委員)

第11条 審議会の委員のうち条例第29条第2項の規定により公募に基づいて任命する委員（以下「公募委員」という。）以外の委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域活動に携わる者
- (3) 事業者
- (4) 各種団体の関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 公募委員の数は、4人以内とする。

(関係人の出席等)

第12条 審議会は、第6条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民局男女共同参画部男女共同参画課において処理する。

6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年五月二十三日法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）
第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）
第四章 保護命令（第十条—第二十二条）
第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）
第五章の二 補則（第二十八条の二）
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総 則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（平一六法六四・令元法四六・一部改正）

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五

号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定に

よる命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑 則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補 則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から

引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰 則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：令和元年六月五日法律第二十四号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（令元法二四・一部改正）

第二節 一般事業主行動計画等

（令元法二四・改称）

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職

業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第

四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条線下・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条線下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条線下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しな

なければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条線下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するた

めに必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条線下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑 則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰 則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
(令元法二四・旧第三十条線下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
(令元法二四・旧第三十一条線下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条線下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条線下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に

規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（令元法二四・一部改正）

（政令への委任）

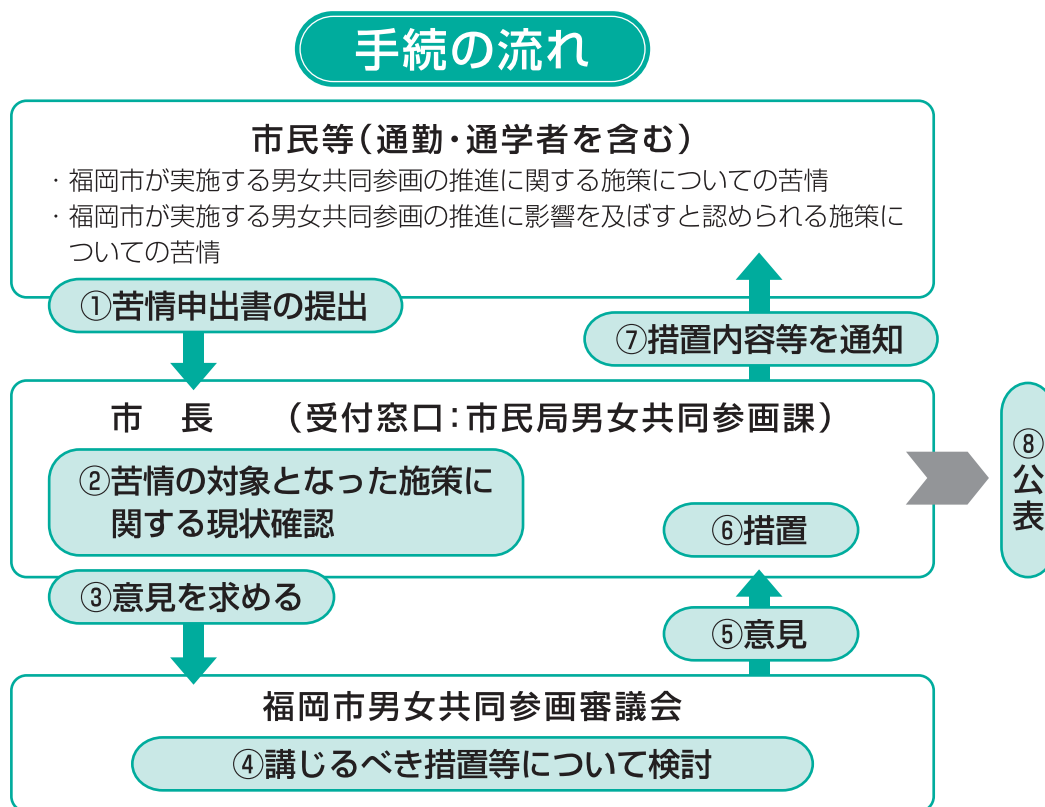
第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

10 男女共同参画の推進に関する施策等に対する苦情の処理

福岡市男女共同参画を推進する条例では、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いて適切な措置を講じることとしています。



根拠

福岡市男女共同参画を推進する条例(平成16年福岡市条例第5号)

(施策に対する苦情の処理)

第26条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて、適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の申出をした市民等に対し、当該申出に係る意見及び講じた措置の内容を通知しなければならない。

適用を除外する申出(福岡市男女共同参画を推進する条例施行規則第4条)

- (1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
- (2) 現に不服申立てがなされている事案に関するもの
- (3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの
- (4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

11 用語解説（五十音順）

[あ]

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

人が気づかぬうちに持つようになった偏った見方や考え方のこと。「男性は理系、女性は文系」「子育て中の女性に重要な仕事は無理だ」などの決めつけが一例として挙げられる。アンコンシャス・バイアスの存在が、意思決定や評価に影響を与えることが指摘されている。

ICT（Information and Communication Technology）／情報通信技術

IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いられることが多い。

育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

（平成3(1991)年「育児休業法」公布、平成7(1995)年「育児・介護休業法」に改正）

育児や家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のために定められた法律。労働者が育児休業、介護休業や子の看護休暇等の申出をしたこと、あるいは取得したことを理由とする解雇、その他不利益な取扱いも禁止されている。

NPO（Nonprofit Organization）／非営利団体

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てる。

法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

SDGs（Sustainable Development Goals）／持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された国際目標。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴール・169のターゲットから構成されている。

M字カーブ

日本の女性の労働力率*を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になって、アルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。

*「労働力率」：15歳以上人口に占める労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者(就業していないが、就職活動をしている失業者)の合計)の割合。

LGBT

L=レズビアン：女性として女性が好きな人、G=ゲイ：男性として男性が好きな人、B=バイセクシュアル：性別に関わらず恋愛対象になる人、T=トランスジェンダー：生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人(性同一性障がい(性別不合)を含む)の頭文字をまとめたもので、性的マイノリティ(典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。)の総称の一つ。

エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

[か]

キャリアパス／career path

企業における社員が、ある職位に就くまでに迎えることとなる経験や順序のこと。また個人の視点からは、将来自分が目指す職業を踏まえた上でどのような形で経験を積んでいくかという順序・計画を指す。

共創

自治協議会や企業、商店街、NPO、大学、行政などの様々な主体が、お互いの役割と責任を認め合い、相互関係・パートナーシップを深めながら、知恵や力を合わせ、長所や資源を活かして、共に協力し合って、地域の未来を創り出していくこと。

クオータ制(割当制)

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つ。人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる政治システムにおける制度のこと。

固定的な役割分担意識(固定的性別役割分担意識)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

[さ]

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの性別学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

ジェンダー・ギャップ指数／Gender Gap Index

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出される。男女格差を明らかにできる。

次世代育成支援対策推進法（平成15(2003)年 公布）

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・企業について、その責務を明らかにし、行動計画などを策定することを義務付けた法律。

自治協議会

おおむね小学校区を単位として、男女共同参画の推進をはじめ、防犯・防災、子ども、環境、福祉などさまざまな事柄について話し合いながら、校区を運営する自治組織。校区内の自治会・町内会のほか、校区男女共同参画協議会など、分野別の活動を行っている団体などで構成される。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、昭和54年に、国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択された。日本は昭和60年に批准。女子に対する差別を定義し、政治的・公的活動、教育、雇用、保健、家族関係などあらゆる分野での男女の平等を規定している。

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）（平成27(2015)年 公布）

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている法律。

スタートアップカフェ

福岡市が平成26年10月に開設した、起業を志す人を支援する場のこと。会社員、学生、主婦など、誰でも無料で、コンシェルジュに相談することが出来る。起業に関する情報の提供や相談のほか、スタートアップ企業と既存企業とのマッチング、新たな人材との出会いの場としても活用されている。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30(2018)年 公布）

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。

性的マイノリティ

「同性愛者」「両性愛者」や、出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人など、典型的ではない性的指向（どの性別を性愛の対象とするか）や性自認（自分の性別をどう認識するか）を持つ人々を総称。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

[た]

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

ダイバーシティ&インクルージョン／Diversity & Inclusion

ダイバーシティとは「多様性」を意味し、性別や年齢、国籍、人種などにかかわらず、多様な個性、背景を持つ人材が存在している状態であることを指す。インクルージョンとは「包含、包摂」を意味し、個々の異なる価値観や能力を活かしあうこと。ダイバーシティとインクルージョンを同時に進めていくことが重要であると言われている。

ダブル・ケア

晩婚化・晩産化の進展に伴い、親の介護期までに育児が終わらず、同時期に育児と介護の負担がかかること。

男女共同参画協議会

校区自治組織における男女共同参画推進活動の核となる組織。住民を対象とした学習会や会員の研修会、広報紙の発行など、校区の実情に応じた自主的な活動を行うとともに、学習や実践活動を通じて女性自身が力をつけ、地域のリーダーとして日常活動や意思決定の場に参画し、男女がともに課題解決に取り組む地域づくりを推進している。

なお、校区間の情報交換、委員研修等を実施し、校区活動の活性化や人材育成を図るため、区単位の男女共同参画連絡会がある。

男女共同参画推進サポーター（略称「参画サポーター」）

福岡市男女共同参画推進センター・アミカスが、地域における男女共同参画を推進するために、地域団体等の要請に応じて派遣する研修講師。

男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。

男女が、互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指している。

男女共同参画社会基本法（平成11(1999)年 公布）

「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、国の政策に関する基本方針を明らかにするとともに、基本理念や国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項などを定めている。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）（昭和60(1985)年 公布）

労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮し、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とした法律。性別を理由とする差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策等が講じられている。

男性中心型労働慣行

年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方のこと。

デートDV

配偶者や同居のパートナーではなく、交際相手からの暴力被害のこと。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。テレワークの意義・効果として、少子高齢化対策の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、地域活性化の推進、環境負荷軽減、有能・多様な人材の確保生産性の向上などがある。

DV（ドメスティック・バイオレンス）（→「配偶者等からの暴力」の項目参照。）

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）（平成13(2001)年 公布）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。令和元年の一部改正（令和2年4月1日施行）では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化された。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になった。

【は】

パートタイム・有期雇用労働法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）（平成5(1992)年公布「パートタイム労働法」公布、令和2(2020)年「パートタイム・有期雇用労働法」に改正）

パートタイム・有期雇用労働者の適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置を講じることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることで、パートタイム・有期雇用労働者が能力を有効に発揮できるようにし、その福祉の増進を図ることを目的とした法律。

パートナーシップ宣誓制度

互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、市長に対して宣誓書を提出することにより、互いのパートナーであることを誓う制度。

宣誓した2人には、その旨を証するパートナーシップ宣誓書受領証が交付される。

配偶者等からの暴力（“DV”（ドメスティック・バイオレンス））

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手の心を傷つける精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するといった性的暴力、生活費を渡さない経済的暴力なども含まれる。「DV（ドメスティック・バイオレンス）」は、法令等で明確に定義された言葉ではないが、一般的に使用されているため、この計画でも使用している。

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆる「DV防止法」では、配偶者間の暴力に限定されているが、「配偶者」には、婚姻の届出をしていない事実婚及び離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合も含まれる。婚姻関係にない交際相手からの暴力は「デートDV」と言われる。

配偶者暴力相談支援センター

DV防止法第3条に基づき、DVの防止及び被害者の保護を図るため、被害者からの相談、カウンセリング、緊急時における安全確保・一時保護、就業・住宅・援護・保護命令制度の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされ、また、平成19年の同法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めることとされた。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30(2018)年 公布）

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じる法律。雇用対策法、労働基準法、パートタイム・有期雇用労働法などが改正され、平成31年4月から順次施行されている。

福岡市職員の人材育成・活性化プラン

福岡市が平成17年2月に策定し、概ね4年毎に改定を行ってのプランで、①「信頼・共働・挑戦」の市役所づくりを担う人材を育成すること、②職員の元気とやる気を高め職員の力を引き出すことを目的に「期待される職員像」等を定めている。

平成26年度以降は、基本方針として、社会経済情勢や市民ニーズの変化などにスピード感を持って的確に対応するため、さまざまな変化に対応できる「自ら考え、自らチャレンジする職員」の育成を基本的な方向性として取組みを推進することとしている。また、プランにおいて、「女性職員の活躍推進」を、人材育成・活性化に向けた重点取組の一つに位置づけている。

福岡市男女共同参画を推進する条例（平成16(2004)年 公布）

市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、福岡市における男女共同参画を推進するための基本的な事柄を定めた条例。

男女共同参画の推進に関する基本理念や市の責務、市民・事業者・自治組織・教育に携わる者の役割、施策の基本となる事項などを定めている。

福岡市男女共同参画週間（みんなで参画ウィーク）

毎年11月3日から9日までの1週間を福岡市独自の「男女共同参画週間」として、様々な団体の枠を超えて、男女共同参画意識が浸透することを目指すもの。市民の提案により平成23年に創設された。

北京宣言及び行動綱領

平成7(1995)年に中国・北京で開催された第4回世界女性会議（北京会議）において、国際的な男女共同参画の取組の規範となる「北京宣言・行動綱領」が採択された。この宣言及び行動綱領は、女性の貧困、教育と訓練、健康などの12の重大問題領域に沿って、女性のエンパワーメントを推進するためのアジェンダを記載しており、現在まで、男女共同参画・女性活躍のための活動の国際的基準となっている。

保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、配偶者に対して裁判所が発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令がある。

[ま]

面前DV

子ども（18歳未満）の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。児童虐待防止法（平成12(2000)年交付）の平成16年改正で、心理的虐待のひとつと認定した。

民間シェルター

民間団体によって運営されている、暴力を受けた被害者が一時的に避難できる施設のこと。

[や]

UN Women (United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)

2010年7月2日の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）、OSAGI（国連ジェンダー問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の4機関を統合して設立された。政府間協議機関である女性の地位委員会等の政策、世界的規律・規範の策定を支援すること等を役割としている。

[ら]

労働基準法（昭和22(1947)年 公布）

労働者の賃金や労働時間、休暇等の主な労働条件について、最低限の基準を定めた法律。

働き方改革の一環として、平成30年の改正では、時間外労働の上限規制の導入や、特定高度専門業務の成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設などが盛り込まれた。

[わ]

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と私生活を調和させ、そのどちらも充実させることで、お互いをもっとよくしていこうという考え方や、そのための取組みのこと。平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』であると定義している。

12 男女共同参画に関する国内外の主な動き

年号	国連・日本(○国連,●日本)	福岡市
昭和50(1975)年	○国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ○国際婦人年世界会議(ワシントン)「世界行動計画」採択 ●婦人問題企画推進本部設置	
昭和51(1976)年	○「国連婦人の十年」(~1985)	福岡市立婦人会館開館(平成26年閉館)
昭和52(1976)年	●国内行動計画策定	
昭和53(1978)年		市民局青少年婦人対策課婦人対策係新設
昭和54(1979)年	○国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
昭和55(1980)年	○「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	区における婦人の地位向上活動事業の開始
昭和56(1981)年	●「国内行動計画後期重点目標」策定	福岡市総合計画基本計画に「婦人」の章新設
昭和59(1984)年		市民局婦人対策課新設
昭和60(1985)年	○「国連婦人の十年」ナロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナロビ将来戦略」採択 ●「国籍法」改正 ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准	
昭和62(1987)年	●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63(1988)年		福岡市女性センター・アミカス開館
平成元(1989)年	●新学習指導要領の告示(家庭課教育における男女共修)	「ふくおか女性プラン」策定 婦人対策課から女性企画課へ課名を変更
平成3(1991)年	●「育児休業法」公布	市民局女性部新設
平成6(1994)年	●「雇用保険法」等改正(育児休業給付金制度の創設)	
平成7(1995)年	○第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 ●「育児・介護休業法」改正(介護休業制度の法制化)	「ふくおか男女共同参画プラン」策定
平成8(1996)年	●「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9(1997)年	●「男女雇用機会均等法」改正(採用差別等禁止の義務化) ●「労働基準法」改正(深夜労働制限等女子保護規定の撤廃)	「福岡市における審議会等委員への女性の登用方針」決定
平成11(1999)年	●「男女共同参画社会基本法」公布	
平成12(2000)年	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ●「男女共同参画基本計画」閣議決定	「審議会等への女性の登用促進に関する要綱」制定
平成13(2001)年	●「DV防止法」公布	「ふくおか男女共同参画プラン第2次実施計画」策定
平成14(2002)年		女性部女性企画課から男女共同参画部男女共同参画課へ組織名変更
平成15(2003)年	●「次世代育成支援対策推進法」公布 ●「少子化社会対策基本法」公布 ●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定(202030の目標設定)	
平成16(2004)年	●「DV防止法」改正(DV定義を拡大等)	「福岡市男女共同参画を推進する条例」公布 福岡市女性センターから福岡市男女共同参画推進センターへ名称変更
平成17(2005)年	○国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) ●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	
平成18(2006)年	●「男女雇用機会均等法」改正(性差別禁止の拡大等)	「福岡市男女共同参画基本計画」策定 事業推進課新設
平成19(2007)年	●「DV防止法」改正(保護命令制度の拡充) ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	

年号	国連・日本(○国連,●日本)	福岡市
平成20(2008)年	●「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	
平成21(2009)年	●「育児・介護休業法」改正(パパ・ママ育休プラス)	
平成22(2010)年	○国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	「福岡市配偶者暴力相談支援センター」開設
平成23(2011)年	○UN Women 正式発足	「福岡市男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「福岡市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 福岡市男女共同参画週間(みんなで参画ウィーク)創設
平成25(2013)年	●「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ●「DV防止法」改正(同居する交際相手からの暴力及びその被害者も対象)	
平成26(2014)年		女性活躍推進担当課長新設
平成27(2015)年	○国連「北京+20」記念会合(ニューヨーク) ●「女性活躍推進法」公布 ●「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定 ○国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択、「持続可能な開発目標(SDGs)」策定	
平成28(2016)年	●「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正(育児休業取得要件の緩和、ハラスメント防止措置の義務化等)	「福岡市男女共同参画基本計画(第3次)」策定 「福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定 「福岡市働く女性の活躍推進計画」策定 女性活躍推進担当課長から女性活躍推進課へ組織変更 「働く人の介護サポートセンター」開設 「ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト」創設
平成30(2018)年	●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布 ●「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布	
平成31(2019)年 令和元(2019)年	●「女性活躍推進法」等改正(行動計画策定義務拡大、ハラスメント防止対策強化) ●「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」成立 ●「DV防止法」改正(DV被害者の支援と児童虐待対応との連携の強化)	
令和2(2020)年	○国連「北京+25」記念会合(ニューヨーク) ●持続可能な開発目標SDGs達成のための「行動の10年/Decade of Action」スタート ●「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定	
令和3(2021)年		「福岡市男女共同参画基本計画(第4次)」策定 「福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定 「福岡市働く女性の活躍推進計画(第2次)」策定

福岡市男女共同参画基本計画(第4次)

[令和3年3月]

発 行

福岡市市民局男女共同参画部男女共同参画課

〒815-0083 福岡市南区高宮三丁目3番1号

TEL 092-406-7510 FAX 092-526-3766

福岡市男女共同参画基本計画(第4次)

